

令和2年度

福祉の概要

横手市市民福祉部(福祉事務所)



(目 次)

横手市の概要	1
1. 地理・地勢	1
2. 人口・世帯等	2
市民福祉部(福祉事務所)の概要	3
1. 市民福祉部(福祉事務所)組織機構と職員の状況	3
2. 市民福祉部(福祉事務所)事務分掌	4
3. 福祉行政予算	5
生活保護(生活保護の動向)	6
1. 被保護人員・世帯の保護の状況	7
2. 保護の種類(扶助別)の人員	7
3. 保護世帯の労働類型別の状況	7
4. 保護世帯の世帯別の状況	7
5. 保護の開始状況	7
6. 保護の廃止状況	7
7. 扶助別支給状況	8
児童福祉(児童福祉の動向)	9
1. 保育所等	10
2. 児童手当	13
3. 児童扶養手当	13
4. 特別児童扶養手当	13
5. 児童健全育成事業	14
6. 要保護児童対策	17
7. 児童福祉施設	18
8. その他	18
母子・父子福祉(母子・父子福祉の動向)	19
1. 横手市の母子・父子世帯	20
2. 母子・父子福祉事業	21
3. ひとり親家庭支援事業	22

障がい者福祉(障がい者福祉の動向)	23
1. 障がい者福祉事業の概要	24
2. 身体障害者手帳所持者	25
3. 療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者	26
4. 本市における地域生活支援体制	26
5. 自立支援給付の状況	27
6. 自立支援給付費実績	28
7. 自立支援医療	29
8. 補装具の支給	29
9. 地域生活支援事業	30
高齢者福祉	32
1. 超高齢社会の到来と高齢者福祉施策の基本方針	32
2. 地域における生活支援体制の構築	33
3. 地域見守り体制の構築	34
4. 敬老意識の醸成	34
5. 日常生活への支援	35
6. 健康づくりの推進	36
7. 生きがいづくり・社会参加の促進	37
8. 在宅介護への支援	37
9. 高齢者が暮らしやすい住宅環境の整備	38
10. 要介護高齢者の保護	39
介護保険	40
1. 被保険者数の推移	40
2. 要介護(要支援)認定者の推移	40
3. 受給者数	41
4. 給付実績(平成29年度～令和元年度)	42
5. 第1号被保険者の介護保険料	43
6. 介護保険施設等の設置状況	43
地域包括支援センター事業	44
1. 横手市地域包括支援センターの動向	44
2. 横手市地域包括支援センターの概要	45
3. 横手市地域包括支援センターが所管する地域支援事業の構成	46
4. 令和2年度事業計画	47
5. 令和元年度事業実績	51
民生委員・児童委員	65
生活困窮者自立支援事業	67

横手市の概要

1. 地理・地勢

地 理

本市は、秋田県の内陸南部に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央で、東西に約45km、南北に約35kmの広がりをみせています。総面積は692.80km²で秋田県の約6.0%を占めています。

土地利用については、耕地が178km²、森林が375km²、原野28km²、宅地29km²となっており、県内の平均値(可住地面積割合)と比較してみても、耕地(田畑)と宅地による平坦地が多いことがうかがえます。こうした状況の中、奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し、豊かな水と肥沃な土壌により、国内有数の穀倉地帯を形成するとともに、美しい田園風景を醸し出しています。

気候は、盆地であるため、一日の気温較差が大きく風はあまり強くないという特徴があり、典型的な積雪寒冷地で昭和49年には豪雪により市民生活に大きな影響が出ました。また、平成23年2月には、統計を開始して以来の最深積雪となる192cmを記録しています。雪は、人が生活するには厄介なものである反面、横手市の環境に潤いをもたらす貴重な水資源ともなっています。

鉄道については、地域内にJR奥羽本線と北上線が通り、大曲駅を經由して秋田新幹線で約3時間40分、北上駅を經由して東北新幹線では約4時間10分で首都東京と結ばれています。

道路網については、国道13号と国道107号が地域内で交差し、平成9年には秋田自動車道が東北自動車道と接続され、秋田市、北上市ともに45分で結んでいます。さらには、横手ジャンクションを介して湯沢横手道路(将来、東北中央自動車道)が秋田自動車道と交差しているほか、令和元年には横手北スマートインターチェンジが開通しています。また、国道342号と国道397号が東に走り岩手県一関市、奥州市方面と結ばれており、本地域は県下でも有数の交通の要衝になっています。

地 勢

市内全域には570か所余りの遺跡が点在し、およそ1万5千年前の旧石器時代から、人びとの暮らしが営まれてきたことを伝えてくれます。現在のような田園風景は、奈良時代に律令国家がこの地に平鹿郡を造ったことにより、その基礎が確立されました。平安時代には、奥州藤原氏の平泉文化へと連なる、後三年合戦(1083~87年)がこの地域を舞台に繰り広げられ、その史跡や伝説が多く遺されています。中世以後の横手は小野寺氏が治め、江戸時代には横手に秋田藩の城代が置かれ、常に県南の中心地域として発展してきました。明治以降は幾多の町村合併を経て、平成17年10月1日に、横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村及び大雄村の8市町村合併により、人口約10万人となり秋田県第2の都市となっています。

2. 人口、世帯等

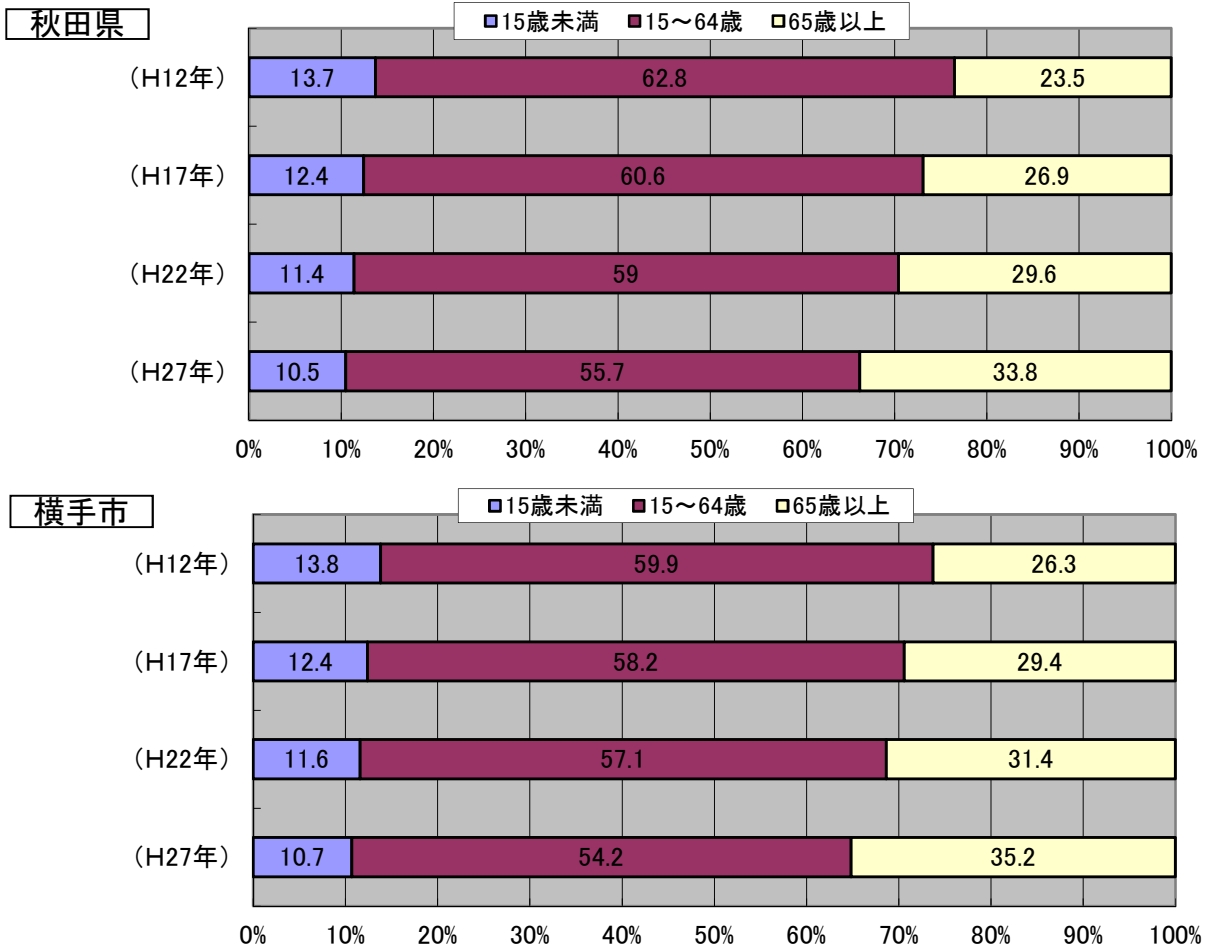
平成27年の国勢調査によると、人口は92,197人で、前回調査の平成22年より6.3%、6,170人の減少となっています。一方、総世帯数は31,463世帯と前回の平成22年より1.1%、344世帯減少しています。

昭和55年以降の推移をみると、人口は昭和55年をピークとして減少傾向にあります。総世帯数は前回の平成22年調査までは増加傾向にありましたが、平成27年では減少に転じています。

年齢三区分別人口についてみると、65歳以上の老年人口の構成比は35.2%で平成22年の前回調査より3.8ポイント(秋田県4.2ポイント)増加の32,319人となっています。また、0歳から14歳までの年少人口の構成比は10.7%で、前回調査より0.9ポイント(秋田県0.9ポイント)減少の9,805人となっています。

秋田県全体で少子・高齢化が進展していますが、本市の高齢者割合は秋田県の平均を上回っています。(下表「年齢三区分別人口構成比の推移」)

年齢三区分別人口構成比の推移



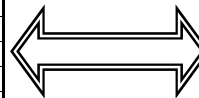
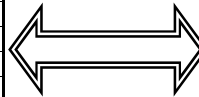
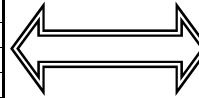
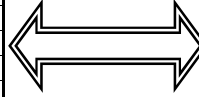
※平成12年の「横手市」は、旧8市町村の合計値をもとにした構成比。

市民福祉部（福祉事務所）の概要

1. 市民福祉部（福祉事務所）組織機構と職員の状況

令和2年5月1日現在

部長兼福祉事務所長	1人
社会福祉課長	1人
社会福祉課主幹	1人
企画調整係長	1人
担当職員	5人
一般事務補助(会計年度任用職員)	2人
障がい福祉係長	1人
担当職員	6人
障がい認定調査員(会計年度任用職員)	1人
窓口サービス専門員(会計年度任用職員)	3人
保護係長(査察指導員兼務)	1人
査察指導員	1人
ケースワーカー	8人
就労支援専門員(会計年度任用職員)	2人
医療・介護事務専門員(会計年度任用職員)	2人
特別相談指導員(会計年度任用職員)	1人
子育て支援課長	1人
主幹	1人
児童家庭係長	1人
担当職員	3人
家庭児童相談員(会計年度任用職員)	5人
母子・父子自立支援員(会計年度任用職員)	3人
子ども育成係長(横手市児童センター)	1人
担当職員	3人
一般事務補助(会計年度任用職員)	1人
幼保係長	1人
担当職員	5人
一般事務補助(会計年度任用職員)	2人
保育環境整備係長	1人
担当職員	1人
児童館 3施設(会計年度任用職員)	10人
子育て支援拠点施設 2施設(会計年度任用職員)	6人
ファミリー・サポート・センター本部	2人
児童クラブ横手地域直営 16施設(会計年度任用職員)	72人
高齢ふれあい課長	1人
高齢福祉係長	1人
担当職員	4人
一般事務補助(会計年度任用職員)	1人
介護保険係長	1人
担当職員	5人
介護保険認定調査員(会計年度任用職員)	11人
一般事務補助(会計年度任用職員)	2人
地域包括支援センター所長	1人
東部	係長 1人
保健師業務	2人
担当職員(再任用含む)	6人
介護予防支援業務(会計年度任用職員含む)	4人
成年後見相談員(会計年度任用職員)	1人
西部	係長 1人
保健師業務	1人
担当職員	1人
介護予防支援業務(会計年度任用職員含む)	1人
係長(在宅医療連携推進・保健師業務)	1人
担当職員	1人
事務補助員(会計年度任用職員)	1人
南部	係長 1人
保健師業務	1人
担当職員	2人
介護予防支援業務(会計年度任用職員含む)	2人
介護相談員(会計年度任用職員)	2人
養護老人ホーム ひらか荘	25人
特別養護老人ホーム 白寿園	88人
介護老人保健施設 老健おおもり	58人
指定通所介護事業所 森の家	12人

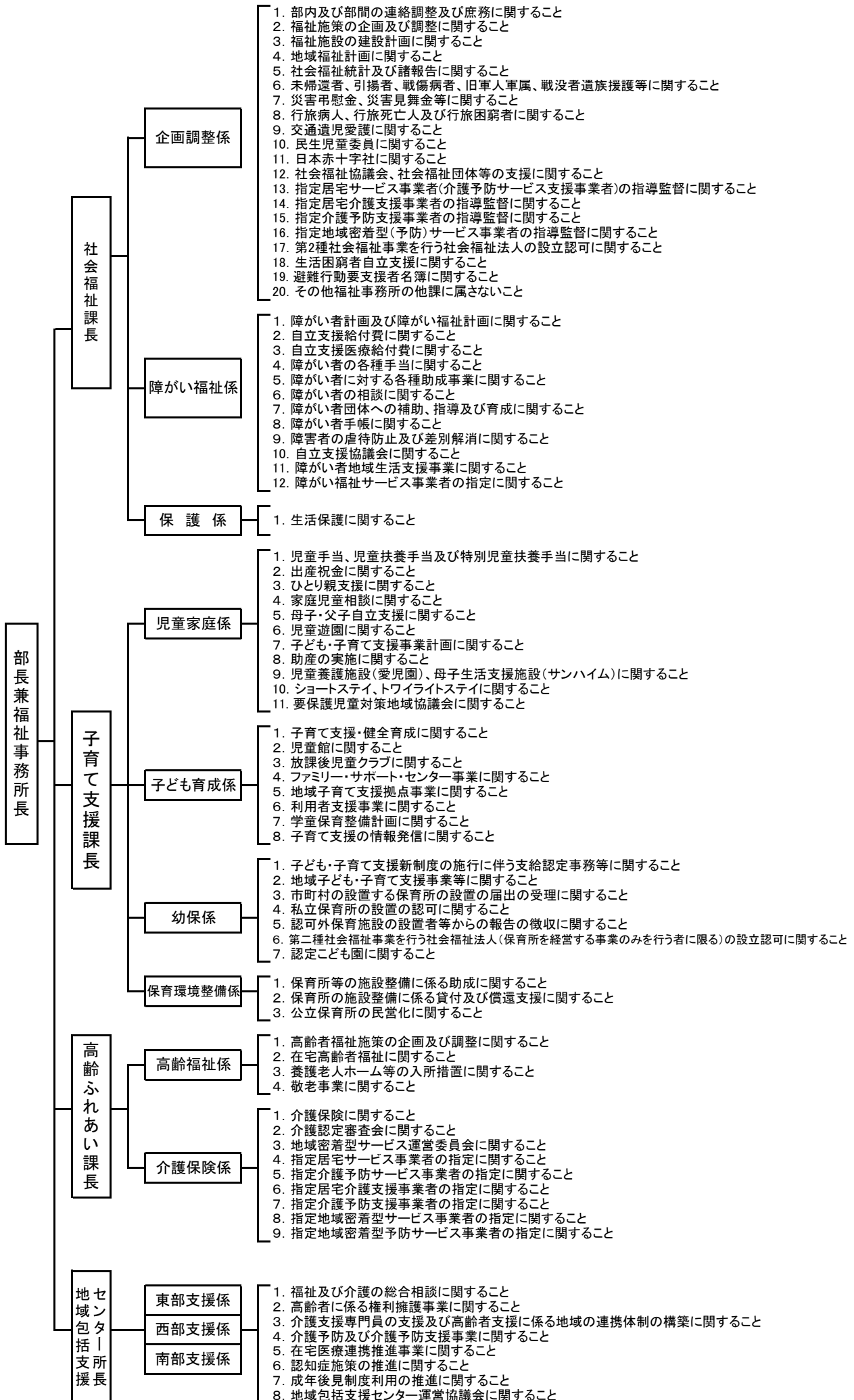


まちづくり推進部 市民サービス課（七地域局）

※指定管理施設

障害者支援施設 大和更生園	2人
障害者支援施設 ユー・ホップハウス	
グループホーム やがしわ・かみたむら	
児童養護施設 県南愛児園「ドリームハウス」	
母子生活支援施設 サンハイム	
障害者支援施設 ひまわり社	

2. 市民福祉部(福祉事務所)事務分掌



3. 福祉行政予算

(単位：千円)

区 分	令和元年度			令和2年度			前年度比較
	当初予算額	構成比率		当初予算額	構成比率		伸 率
		一般会計	民生費		一般会計	民生費	
横手市一般会計総額	56,020,000	100.0%	—	54,313,000	100.0%	—	-3.0%
民生費（福祉関係）	13,922,460	25.6%	100.0%	13,210,849	24.3%	100.0%	-5.1%
社会福祉費	6,016,206	11.1%	45.5%	6,201,308	11.4%	46.9%	3.1%
社会福祉総務費	962,376	1.8%	7.3%	982,757	1.8%	7.4%	2.1%
障がい者自立支援給付費	2,127,845	3.9%	16.1%	2,201,937	4.1%	16.7%	3.5%
障がい者福祉費	106,343	0.2%	0.8%	92,133	0.2%	0.7%	-13.4%
高齢者福祉費	486,846	0.9%	3.7%	500,166	0.9%	3.8%	2.7%
高齢者福祉施設費	428,316	0.8%	3.2%	419,742	0.8%	3.2%	-2.0%
社会福祉施設費	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%
介護保険対策費	1,904,480	3.5%	14.4%	2,004,573	3.7%	15.2%	5.3%
児童福祉費	6,777,765	12.5%	51.3%	5,868,009	10.8%	44.4%	-13.4%
児童福祉総務費	2,142,244	3.9%	16.2%	936,972	1.7%	7.1%	-56.3%
児童手当費	1,094,180	2.0%	8.3%	1,064,465	2.0%	8.1%	-2.7%
児童措置費	2,597,840	4.8%	19.7%	2,987,555	5.5%	22.6%	15.0%
母子福祉費	62,107	0.1%	0.5%	43,936	0.1%	0.3%	-29.3%
児童福祉施設費	188,865	0.3%	1.4%	190,442	0.4%	1.4%	0.8%
児童福祉施設整備費	33,005	0.1%	0.2%	125,290	0.2%	0.9%	279.6%
公立保育所費	659,524	1.2%	5.0%	519,349	1.0%	3.9%	-21.3%
生活保護費	1,127,619	2.1%	8.5%	1,140,662	2.1%	8.6%	1.2%
生活保護総務費	37,260	0.1%	0.3%	37,675	0.1%	0.3%	1.1%
扶助費	1,090,359	2.0%	8.3%	1,102,987	2.0%	8.3%	1.2%
災害救助費	870	0.0%	0.0%	870	0.0%	0.0%	0.0%

生活保護

○ 生活保護の動向

平成17年10月の市町村合併により、秋田県南福祉事務所から平鹿郡内の生活保護業務が移管され、旧横手市平鹿郡全体の生活保護業務が新横手市福祉事務所へ引き継がれました。令和2年3月末の被保護世帯は605世帯、被保護者数は763名、保護率は人口86,499人に対し8.8%となり、前年より0.2%下降しました。

世帯類型別では、高齢者世帯が61.8%(374世帯)、傷病・障がい者世帯が16.9%(102世帯)、母子世帯が3.5%(21世帯)、その他の世帯が17.8%(108世帯)です。また、81.2%(491世帯)が単身世帯となっています。

被保護者の84.8%(632名)の方が何らかの傷病により医療機関へ通院や入院(医療扶助)し、また、20.8%(159名)の方が介護保険制度を利用(介護扶助)しています。

稼働の状況ですが、世帯員の誰かが働いている世帯は12.7%(77世帯)で、誰も働いていない世帯が87.3%(528世帯)を占めています。

令和元年度の新規の保護申請件数は95件で、うち80件を保護開始しており、開始率は84.2%です。内訳は「貯金等、手持金の減少喪失」が最も多く、「仕送り等の減少喪失」「稼働収入の減少喪失」が続きます。保護廃止は91件で、「死亡」が最も多く、「稼働収入の増加」「手持金の増加等」が続きます。

平成20年4月以降、就労支援専門員を2名配置し就労支援に取り組んでいます。支援内容は就労に関する相談支援を中心に、世帯訪問、ハローワークとの連携、求人情報提供、就労に向けた準備支援、企業訪問による情報収集等多岐にわたっています。令和元年度の支援者数は63名で、うち19名が就職・増収を達成しています。

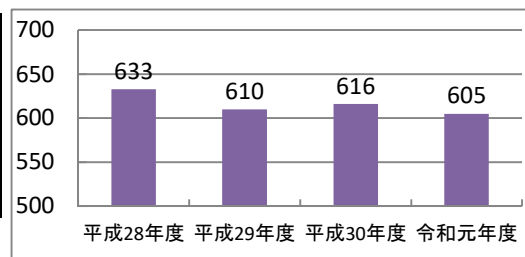
平成27年度以降、管内の有効求人倍率は1倍を超えていますが、下降状態にあると言えます。被保護者にとっては就労可能な職種の求人が少ないなど、今一つ就労に結びついていません。

被保護世帯は令和元年度は若干減となりましたが、被保護世帯の半数以上を占める高齢者世帯は増加傾向にあります。生活保護は社会的影響を受ける場合が多くあり、新型コロナウイルスが今後どのような影響をもたらすのか注視していかなければなりません。

1. 被保護人員、世帯の保護の状況

年度/区分	統計人口	人員	世帯数	保護率	備考
平成28年度	91,663	837	633	9.1‰	平成28年度末
平成29年度	89,414	788	610	8.8‰	平成29年度末
平成30年度	87,960	790	616	9.0‰	平成30年度末
令和元年度	86,499	763	605	8.8‰	令和元年度末

単位：人 単位：世帯



2. 保護の種類(扶助費)の人員

単位：人

年度/扶助	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	施設	備考
平成28年度	758	443	42	150	699	1	13	2	25	平成28年度末
平成29年度	701	425	39	159	668	0	10	0	23	平成29年度末
平成30年度	694	392	32	167	671	0	18	2	24	平成30年度末
令和元年度	667	376	30	159	632	1	19	2	23	令和元年度末

3. 保護世帯の労働類型別の状況

単位：世帯

年度/労働類型	世帯主が働いている世帯				世帯員が働いている世帯	働いている者のいない世帯	合計	稼働率	備考
	常用	日雇	内職者	その他					
平成28年度	20	101	12	11	8	481	633	24.0%	平成28年度末
平成29年度	20	41	6	3	13	527	610	13.6%	平成29年度末
平成30年度	17	30	10	3	9	547	616	11.2%	平成30年度末
令和元年度	17	42	6	4	8	528	605	12.7%	令和元年度末

4. 保護世帯の世帯別の状況

単位：世帯

年度/世帯類型	高齢者	母子	障害者	傷病者	その他	合計	備考
平成28年度	347	23	61	66	136	633	平成28年度末
平成29年度	351	19	64	57	119	610	平成29年度末
平成30年度	365	21	66	48	116	616	平成30年度末
令和元年度	374	21	67	35	108	605	令和元年度末

5. 保護の開始状況(理由別年度集計)

単位：世帯

年度/理由	世帯主の傷病	世帯員の傷病	稼働者の死亡・離別不在	働きによる収入減少	年金・仕送り等の減少喪失	その他	合計	備考
平成28年度	6			4	4	72	86	平成28年度末
平成29年度	4	1		3	3	67	78	平成29年度末
平成30年度	4			1	6	74	85	平成30年度末
令和元年度	2	1		5	7	65	80	令和元年度末

※その他(預貯金・手持ち金減少 世帯分離 転入など)

6. 保護の廃止状況(理由別年度集計)

単位：世帯

年度/理由	世帯主の傷病治癒	世帯員の傷病治癒	死亡・失踪	稼働収入の増加・取得	年金・仕送り等の増加	働き手の転入	施設入所	その他	合計	備考
平成28年度	1		22	12	8		9	45	97	平成28年度末
平成29年度			34	16	11		6	38	105	平成29年度末
平成30年度			24	13	6		4	26	73	平成30年度末
令和元年度			31	12	7		9	32	91	令和元年度末

※その他(収入の増加 親族の引取り 世帯認定の見直し 転出など)

7. 扶助別支給状況

年度/収支	生活扶助			住宅扶助			教育扶助		
	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均
平成28年度	391,714	666,180	450,764	101,547	302,223	228,709	5,144	223,652	128,600
(月平均)	32,643			8,462			429		

平成29年度	366,557	623,396	421,815	101,320	301,548	228,198	5,063	220,130	126,575
(月平均)	30,546			8,443			422		

平成30年度	342,586	630,913	493,640	98,597	321,163	251,523	3,872	242,000	96,800
(月平均)	28,549			8,216			323		

令和元年度	334,849	628,235	502,022	94,044	313,480	250,117	3,329	237,786	110,967
(月平均)	27,904			7,837			277		

単位:千円 単位:円 単位:円

年度/収支	介護扶助			医療扶助			出産扶助		
	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均
平成28年度	30,628	204,187	195,083	522,296	916,309	727,432	49	24,550	24,550
(月平均)	2,552			43,525					

平成29年度	29,175	194,500	185,828	586,813	1,029,496	817,288	0	0	0
(月平均)	2,431			48,901					

平成30年度	26,129	164,333	156,461	551,575	1,013,925	822,019	0	0	0
(月平均)	2,177			45,965					

令和元年度	26,331	175,540	165,604	547,580	1,039,051	866,424	48	48,412	48,412
(月平均)	2,194			45,632					

単位:千円 単位:円 単位:円

年度/収支	生業扶助			葬祭扶助			施設事務費		
	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均
平成28年度	3,842	320,167	240,125	168	168,240	168,240	28,887	1,155,480	1,155,480
(月平均)	320						2,407		

平成29年度	3,120	260,000	195,000	0	0	0	38,834	1,553,360	1,553,360
(月平均)	260						3,236		

平成30年度	2,767	184,467	153,722	269	134,500	134,500	44,715	1,788,600	1,788,600
(月平均)	231						3,726		

令和元年度	2,656	189,714	139,789	239	119,335	119,335	45,179	1,964,304	1,964,304
(月平均)	221						3,765		

単位:千円 単位:円 単位:円

児 童 福 祉

児童福祉の動向

横手市の幼児人口(0歳～5歳)は、過去3年の各4月1日現在の状況が平成29年3,346人、平成30年3,163人、平成31年3,081人、令和2年4月1日現在の状況が2,954人と推移しており、幼児人口の減少が続いています。

一方、保育認定の入所児童数は、平成29年2,584人、平成30年2,456人、平成31年2,391人、令和2年2,338人と推移しており、幼児人口ほどではないが減少しています。幼児人口に占める保育認定児童数は上昇(H29=77.2%、H30=77.6%、H31=77.6%、R2=79.1%)しており、共働き世帯や核家族の増加等により低年齢のうちから保育を必要とする幼児の割合が増加していることを示しています。

次に保育所における特別保育事業の実施状況は、一時預かり26施設、延長保育27施設、病児・病後児保育13施設、休日保育7施設となっています。

保護者の多様な労働形態への対応と、体調不良となった児童への対応を強化するため、需要のある地域の施設においては特別保育事業の積極的な導入を推進しています。

次代を担う児童を養育する家庭における生活の安定や、福祉の増進を図ることなどを目的として様々な手当を支給しています。

「児童手当」は、令和元年度で年間延べ96,976人へ支給しています。

ひとり親等に支給する「児童扶養手当」は、令和元年度末現在で受給者が702人おり、内訳は、母が621人、父が80人、養育者が1人となっています。

「特別児童扶養手当」は、障がいのある20歳未満の児童の養育者等に支給しており、令和元年度末現在、受給者が184人となっています。

市内には児童厚生員が常駐する3つの「児童センター」があります。その中でY²ぶらざ内にある横手市児童センターは、地域子育て支援センターとファミリー・サポート・センター、相談業務の機能を併せ持ち、年間延べ3万人以上の方に利用されています。

さらに、令和2年度からは「子育て応援窓口」を併設し、子育て情報の提供や相談・援助など保護者に寄り添った支援体制の充実に努めています。

また、地域における子育て家庭の交流拠点として「地域子育て支援センター」と「つどいの広場」を市内8ヶ所に設け、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援しています。

近年、女性の就業割合の高まりや核家族の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てを支えるさまざまなサービスの充実が求められています。

「放課後児童クラブ」は、概ね小学校1年生から4年生の児童(一部6年生まで)を対象に、放課後等における児童の保護と健全育成を支援しています。令和2年4月1日現在、34箇所1,297人が登録されています。

「横手市ファミリー・サポート・センター」は、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を結ぶ会員組織として平成13年から活動を開始し、令和元年度末で会員数613人となっています。

子どもの一時的な預かりを行う「ショートステイ事業」と「トワイライトステイ事業」については、令和元年度において、トワイライトステイ事業の休日預かりが1人、1日間の利用のみとなっています。

複雑化する子どもの家庭問題について家庭児童相談室を開設しており、相談に応じて助言、援助、支援をするとともに、問題の早期発見・対応に努めております。令和元年度の相談件数は164件で前年度から増加しており、その内訳としては、児童虐待相談、言語発達障がい等相談、性格行動相談の件数が多く、全体の86.6%を占めています。

令和2年度に開設した「横手市子ども家庭総合支援拠点」は、近年増加している児童虐待の防止を推進し、関係機関と連携しながら子どもと子育て家庭を見守り、支援体制の強化に努めます。

1. 保育所等

保育所は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。地方自治体が運営している保育所（公立）と、社会福祉法人などが運営する保育所（私立）があります。

保育所の開所時間は、通常11時間です。通常開所時間を超えて延長保育を実施している保育所もあります。

1) 幼児人口（令和2年4月1日現在）

単位：人

区 分	年 齢 別 内 訳						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
男	189	243	243	241	272	278	1,466
女	198	243	240	255	289	263	1,488
計	387	486	483	496	561	541	2,954

2) 特定教育・保育施設入所状況（令和2年4月1日現在）

区 分	施設数	利用 定員	児 童 の 年 齢 別 内 訳						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
公立保育所	5	490	16	51	63	74	87	86	377
私立保育所	22	1,760	78	273	275	292	350	331	1,599
幼稚園型 認定こども園	4		3	14	22	65	67	64	235
幼保連携型 認定こども園	2		1	18	38	41	44	48	190
小 計	33	2,250	98	356	398	472	548	529	2,401
市外公立	—	—	0	0	0	1	1	0	2
市外私立	—	—	2	4	8	8	3	5	30
合 計	—	—	100	360	406	481	552	534	2,433

3) 保育所運営費支出状況（令和元年度実績見込）

区 分		施設数	入所人員	支出額（円）
			（月平均/ 延人員）	
横手市内	公立保育所	8	572 / 6,868	—
	私立保育所	22	1,813 / 21,755	2,177,933,220
横手市外	公立保育所	2	2 / 2	45,670
	私立保育所	14	15 / 184	24,211,940
計		46	2,402 / 28,809	2,202,190,830

※入所人員 月平均：小数第1位四捨五入／ 令和2年4月30日現在実績見込

4) 保育所(園)の状況(令和2年4月1日現在)

名 称	公私 の別	所 在 (地域)	利 用 定 員	入 所 人 員							入所率	認可年
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
横手幼児園	私立	横手	90人	4人	13人	18人	15人	15人	15人	80人	88.9%	昭23
横手マリア園	私立	横手	50人	4人	7人	6人	8人	7人	7人	39人	78.0%	昭23
アソカ保育園	私立	横手	90人	4人	17人	15人	12人	14人	15人	77人	85.6%	昭27
明照保育園	私立	横手	120人	4人	18人	20人	19人	25人	20人	106人	88.3%	昭32
白梅保育園	私立	横手	70人	2人	13人	8人	9人	14人	17人	63人	90.0%	昭31
相愛保育園	私立	横手	100人	7人	17人	20人	21人	19人	21人	105人	105.0%	昭27
和光保育園	私立	横手	80人	5人	9人	17人	14人	17人	18人	80人	100.0%	昭31
常盤保育園	私立	横手	60人	2人	7人	11人	14人	17人	17人	68人	113.3%	昭28
ときわベビーハウス	私立	横手	50人	4人	16人	12人	0人	0人	0人	32人	64.0%	平28
むつみ乳児保育園	私立	横手	30人	4人	23人	0人	0人	0人	0人	27人	90.0%	平25
旭保育園	私立	横手	90人	5人	17人	15人	13人	19人	18人	87人	96.7%	昭37
金沢保育園	私立	横手	50人	1人	5人	1人	10人	20人	10人	47人	94.0%	昭49
みいりの保育園	私立	横手	100人	2人	13人	11人	20人	18人	19人	83人	83.0%	昭55
ますだ保育園	公立	増田	150人	3人	17人	12人	23人	17人	28人	100人	66.7%	昭51
浅舞感恩講保育園	私立	平鹿	90人	6人	14人	18人	14人	19人	22人	93人	103.3%	昭26
下鍋倉保育所	私立	平鹿	110人	3人	13人	23人	18人	21人	22人	100人	90.9%	昭32
樽見内保育園	私立	平鹿	60人	1人	10人	6人	12人	8人	15人	52人	86.7%	昭37
吉田保育所	私立	平鹿	90人	2人	11人	14人	14人	16人	17人	74人	82.2%	昭54
醍醐保育園	私立	平鹿	110人	9人	11人	13人	24人	21人	23人	101人	91.8%	平14
雄物川保育園	私立	雄物川	80人	3人	7人	11人	18人	25人	16人	80人	100.0%	平28
川西保育所	公立	大森	60人	2人	7人	13人	7人	6人	9人	44人	73.3%	昭32
大森保育園	私立	大森	70人	1人	13人	12人	13人	17人	9人	65人	92.9%	昭27
十文字保育所	公立	十文字	160人	6人	13人	20人	24人	36人	22人	121人	75.6%	昭40
三重保育所	公立	十文字	60人	1人	8人	6人	5人	15人	10人	45人	75.0%	昭44
にしの杜保育園	私立	十文字	80人	2人	10人	10人	12人	10人	16人	60人	75.0%	令2
さんない保育園	公立	山内	60人	4人	6人	12人	15人	13人	17人	67人	111.7%	昭44
たいゆう保育園	私立	大雄	90人	3人	9人	14人	12人	28人	14人	80人	88.9%	平12
計			2,250人	94人	324人	338人	366人	437人	417人	1,976人	87.8%	

5) 特別保育事業の状況

(1)一時預かり事業

保育所等を利用していない世帯等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、保育所において児童を保育する事業です。

(2)乳児保育事業

1歳未満の児童を保育所において保育する事業です。

(3)障がい児保育事業

障がい児の保育を推進するため、軽度から重度の障がいのある児童を保育所において保育する事業です。

(4)延長保育事業

保護者の勤務形態の多様化による児童の保育時間延長の需要に対応するため、保育所が通常の開所時間を延長し児童を保育する事業です。

(5)病児・病後児保育事業

病氣中あるいは病気の回復期にある子どもが保育所などでの集団生活が困難な場合、専用施設において一時的に預かる事業です。保育中に体調不良となった入所児の場合は、保護者が迎えに来るまでの間、当日の緊急対応を行う保育所もあります。

(6)休日保育事業

就労形態の多様化に対応するため、日曜日、国民の祝日等の休日に保育を行う事業です。

◎地域子ども・子育て支援事業等の実施状況（各年度4月1日現在）

※施設数

事業区分	令和元年度			令和2年度		
	公立	私立	計	公立	私立	計
一時預かり	5	18	23	4	22	26
乳児保育	8	21	29	5	24	29
障がい児保育	4	18	22	2	15	17
延長保育	8	22	30	5	22	27
病児・病後児保育	0	13	13	0	13	13
休日保育	0	8	8	0	7	7

2. 児童手当

平成24年4月に児童手当法の一部を改正する法律が施行され、子ども手当から児童手当に改正されました。児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

支給要件は、中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給されます。

1) 児童手当給付状況（令和元年度支給分）

区 分	延児童数	一人当たりの月額		支給総額 (千円)
		児童手当	特例給付	
3歳未満	14,519人	15,000 円	5,000 円	215,505
3歳以上 小学校修了前	60,263人	10,000 円 (第3子以降は15,000円)		630,480
小学校修了後 中学校修了前	22,194人	10,000 円		218,995
合 計	96,976人			1,064,980

3. 児童扶養手当

父母の離婚や死別、障がいなどの理由により、児童（18才に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童）の父（母）、または父母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。

なお、平成20年4月分より手当の受給から5年等を経過すると一部が支給停止となります。ただし、就業等の要件を満たしていることを届出することにより、継続して受給することができます。

1) 児童扶養手当給付状況

(令和2年3月31日現在)

年 度	受給者 (人)	1人目月額 (円)	2人目 (円)	3人目以降 (円)
R1	702	42,910~10,120	10,140~5,070	6,080~3,040

4. 特別児童扶養手当

精神または身体的に法律で定める程度以上の障がいのある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

1) 特別児童扶養手当給付状況

(令和2年3月31日現在)

年 度	受給者(人)	一人当たり月額(円)			
		1級	52,200	2級	34,770
R1	184	1級	52,200	2級	34,770

5. 児童健全育成事業

1) 放課後児童健全育成事業(「児童クラブ」)

「児童クラブ」は、保護者の労働等により家庭での児童の生活が困難な場合に、遊びや生活の場を提供し、これら児童の健全な育成を図っています。対象児童は原則として小学校4年生(一部6年生)までで、横手市が設置主体で実施している児童クラブは、令和2年4月現在34カ所あります。

(令和2年4月1日現在)

クラブの名称	運営主体	実施場所	登録児童数	設置年月
学童保育「みなみ」	横手市	横手南小学校	18	H 7. 5
学童保育「みなみⅡ」	横手市	横手南小学校	19	H 2 3. 4
学童保育「みなみⅢ」	横手市	介護老人施設「えがお」	12	H 2 6. 4
学童保育「みなみⅣ」	横手市	横手南小学校	24	H 2 7. 4
学童保育「わんぱく」	横手市	旧メンタルヘルスサポートセンターのぞみ	58	H 1 2. 6
学童保育「てらこや明照」	(福) 明照福祉会	九品寺 集会場	40	H 3 0. 4
学童保育「あさくら」	横手市	朝倉小学校 敷地内専用施設	38	H 9. 5
学童保育「あさくらⅢ」	横手市	朝倉小学校	24	H 2 7. 4
学童保育「あさくらキッズ」	横手市	あさくら館	36	H 2 1. 4
学童保育「ピノキオ」	横手市	朝日が丘児童センター	32	H 6. 4
学童保育「あさひ」	横手市	旭ふれあい館	53	H 1 8. 4
学童保育「あさひⅡ」	横手市	旧旭郵便局	20	H 2 3. 4
学童保育「あさひⅢ」	横手市	旭小学校	25	H 2 7. 4
学童保育「さかえ」	横手市	さかえ館	30	H 1 5. 4
げんキッズよこてきた	横手市	横手北小学校 敷地内専用施設	95	H 2 8. 4
学童保育「金沢よこてきた」	横手市	金沢孔城館	25	H 3 0. 4
学童保育「境町よこてきた」	横手市	境町健康広場休憩所	34	H 3 0. 4
学童保育「すまいるキッズ」	横手市	増田町総合子育て支援施設	32	H 1 4. 4
学童保育「ますだキッズ」	横手市	増田小学校	41	H 2 0. 1
浅舞児童クラブ	(福) 浅舞感恩講	浅舞小学校	70	H 1 5. 1 1
醍醐児童クラブ	(福) 育童会	醍醐小学校	51	H 1 6. 9
児童クラブ「どんぐりっこ」	父母会	吉田公民館	59	H 1 3. 4
にこにこキッズ雄物川	(福) 同心会	雄物川小学校 敷地内専用施設	72	H 1 9. 4
にこにこキッズ雄物川Ⅲ	(福) 同心会	雄物川庁舎 2階	65	H 2 9. 4
学童保育「おおもり」	(福) 大森保育園	大森小学校 敷地内専用施設	50	H 2 1. 1 2
学童保育「ふれあい」	横手市	子どもと老人のふれあいセンター	43	H 2 3. 4
第一小なかよし学級	横手市	十文字総合文化センター	51	H 5. 4
さくらんぼ学級	横手市	十文字第一小学校	31	H 1 6. 4
第二小なかよし学級	横手市	十文字第二小学校	19	H 1 3. 4
あおぞら学級	横手市	植田小学校	14	H 1 7. 4
睦小なかよし学級	横手市	睦合小学校	11	H 1 9. 4
ひまわり学級	横手市	幸福会館	24	H 2 3. 4
なかよしクラブ	横手市	山内小学校	17	H 1 5. 7
子どもセンター	横手市	大雄小学校 敷地内専用施設	64	H 1 5. 4
計			1, 297	

2) 児童発達支援事業(「モモの家」)

平成8年10月1日開設(社会福祉法人ファミリーケアサービスに委託)

横手市内に住む、ことばや運動の発達に遅れがみられたり、目や耳や身体に心配のある0歳から6歳までの乳幼児を対象に、集団保育、個別指導、言語聴覚士による訓練、育児に関する相談などを行います。

3) 子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

平成8年10月1日開設

保護者が一時的あるいは夜間、日常的に児童の養育が困難な場合に、保護者に代わって養育します。対象は市内在住の18歳未満の児童であり、ショートステイ事業（7日以内の短期宿泊預かり）とトワイライトステイ事業（午後10時までの夜間及び休日預かり）を県南愛児園「ドリームハウス」と秋田赤十字乳児院（2歳未満児のショートステイ事業のみ）で実施しています。

事業名	区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
ショートステイ事業	2歳未満児	0人	0日	0人	0日	0人	0日
	2歳以上児	10人	62日	2人	83日	0人	0日
トワイライトステイ事業	夜間養護	0人	0日	1人	1日	0人	0日
	休日預かり	0人	0日	1人	2日	1人	1日

4) 児童館

地域の児童に健全な遊びを与え、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置されている児童厚生施設です。横手市内には横手市児童センター、朝日が丘児童センター、大森子どもと老人のふれあいセンターの3つの児童館に児童厚生員が常駐しています。

5) 子育て支援拠点施設（地域子育て支援センター、つどいの広場）

核家族化が引き起こす現象として、育児に対する不安やストレスを抱えている親は少なくなく、子どもを健やかに生み育てていくための環境作りに向け、電話子育て相談・育児情報の提供・育児サークルへの支援・親子で気軽に参加できる広場等を行い、地域全体で子育て支援する基盤形成や家庭支援をしています。

名称	実施場所	開始年月日
横手市子育て支援センター「なかよし」	横手市児童センター	H13.4.1
横手市増田町子育て支援センター「ひよこルーム」	増田町総合子育て支援施設	H17.6.1
横手市平鹿町子育て支援センター「りんごちゃんひろば」	醍醐保育園	H14.4.1
横手市大森町子育て支援センター「たんぼぼ」	大森子どもと老人のふれあいセンター	H15.4.1
横手市十文字町子育て支援センター「さくらんぼ」	十文字保育所	H14.4.1
横手市山内子育て支援センター	さんない保育園	H15.6.1
横手市大雄子育て支援センター	たいゆう保育園	H13.4.1
つどいの広場ひらか	アイリスハウス	H19.10.15
沼館保育園子育て支援ルーム「すくすく」	※R2.4.1 沼館保育園自主事業として運営	

6) 横手市ファミリー・サポート・センター（平成13年4月1日開設）

仕事と育児の両立が安心してできるよう、子どもを預かってほしい会員（ファミリー会員）と子どもが好きで預かってほしい会員（サポート会員）が組織し、買い物などの外出時や急な仕事の際の預かりなどの相互援助活動を行っています。

(1)活動件数（平成29・30年度）

活 動 の 内 容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備 考
保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり及び送迎	57件	18件	7件	
保育施設までの送迎	7件	39件	件	
学校の放課後の子どもの預かり	2件	1件	件	
学校の送迎	99件	89件	27件	
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	11件	10件	7件	
買い物等外出の際の子どもの預かり	79件	56件	65件	
保護者等の病気、通院、検診等	23件	8件	13件	
保護者等の短時間、臨時的な就業時の援助	161件	151件	131件	
子どもの習い事等の場合の援助	98件	164件	91件	
病児の預かり（通院援助や発熱時の預かりなど）	3件	1件	件	病児サポート
病後児の預かり	2件	件	件	
その他	10件	26件	76件	
合 計	552件	563件	417件	

(2)会員数

区 分	H31年3月31日現在	令和2年3月31日現在
ファミリー会員	664人	504人
サポート会員	91人	95人
両方会員	15人	14人
合 計	770人	613人

6. 要保護児童対策

1) 家庭児童相談室

家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等家庭児童福祉の向上を図るため、相談援助や支援の充実強化を図ります。

- 福祉事務所 子育て支援課内

毎週月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

家庭児童相談員 5人

- ◎ 駅前「Y2ぶらざ」内 横手市児童センター

年末年始（12月30日～1月2日）を除く土日祝日 午前10時から午後5時まで

家庭児童相談員 1人

2) 横手市発達相談支援事業（平成30年度新規事業）

主に就学前の5歳児健康相談における「発達支援が必要な子」の家庭に対し、日々の生活の充実や就学へのスムーズな移行につなぐ支援を行っています。

(1) 相談内容（平成27～令和元年度）

単位：件

種 別		相 談 件 数	相 談 件 数	相 談 件 数	相 談 件 数	相 談 件 数
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
養 護 相 談	児童虐待相談	44件	30件	37件	30件	45件
	その他の相談	16件	14件	14件	23件	14件
保 健 相 談		0件	1件	0件	0件	0件
障 がい 相 談	肢体不自由相談	0件	0件	0件	0件	0件
	視聴覚障がい相談	0件	0件	0件	0件	0件
	言語発達障がい等相談	39件	31件	26件	33件	22件
	重症心身障がい相談	0件	0件	0件	0件	0件
	知的障がい相談	1件	0件	0件	0件	0件
	発達障害相談	0件	1件	2件	1件	0件
非 行 相 談	く犯行為等相談	0件	0件	0件	0件	0件
	触法行為等相談	1件	0件	1件	1件	0件
育 成 相 談	性格行動相談	38件	31件	36件	49件	75件
	不登校相談	0件	2件	8件	2件	1件
	適 正 相 談	0件	0件	0件	0件	0件
	育児・しつけ相談	6件	3件	1件	2件	0件
そ の 他 の 相 談		27件	8件	11件	12件	7件
計		172件	121件	136件	153件	164件

7. 児童福祉施設

1) 横手市サンハイム（母子生活支援施設）

母子生活支援施設は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情にある女性及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援することを目的としています。（平成15年4月より社会福祉法人ファミリーケアサービスに委託）

(1) 入所状況

（令和2年4月1日現在）

施設名	設置主体	経営主体	定員	入所状況	措置内訳
横手市サンハイム	横手市	社会福祉法人ファミリーケアサービス	17世帯	14世帯	市内 6世帯 市外 8世帯

2) 県南愛児園「ドリームハウス」（児童養護施設）

地域小規模児童養護施設「きずな」（県南愛児園分園）

児童養護施設は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、乳児を除いて保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させ養護し、あわせてその自立を支援することを目的としています。（平成10年4月より、社会福祉法人ファミリーケアサービスに委託）

(1) 入所状況

（令和2年4月1日現在）

施設名	定員	入所状況
県南愛児園「ドリームハウス」	30人	25人 (幼児 2人) (小学生 11人) (中学生 7人) (高校生 5人)
地域小規模児童養護施設「きずな」	6人	6人 (小学生 3人) (中学生 2人) (高校生 1人)

8. その他

1) 出産祝金支給状況

赤ちゃんの誕生を祝福し、子育てを支援するため、出産祝金として子ども1人につき3万円分の「横手市共通商品券」を支給しています。（令和元年9月20日より、支給要件を緩和）

支給年度	合計
H27. 5～ H28. 4支給分	514人 15,420,000円
H28. 5～ H29. 4支給分	449人 13,470,000円
H29. 5～ H30. 4支給分	458人 13,740,000円
H30. 5～ H31. 4支給分	448人 13,440,000円
R1. 5～ R2. 4支給分	397人 11,910,000円

母子・父子福祉

母子・父子福祉の動向

横手市では母子家庭として把握している世帯数が、令和元年8月1日現在934世帯です。母子世帯のうち30歳代と40歳代の母親が85%となっているほか、母と子のみの世帯が41.6%、収入が年間125万円以下の母親が32.2%となっています。一方、父子家庭世帯数は同日現在160世帯で、30歳代と40歳代の父親が70%、父と子のみの世帯が31.3%、収入が年間125万円以下の父親が9.4%となっています。

ひとり親家庭は、精神的にも経済的にも不安定な状況におかれやすいため、その家庭の児童の育成のための配慮から、必要な保護、指導が行われると同時に、養育者に対しては、その養育責任を遂行できるよう必要な援助が特に求められていると考えられます。

これらを補うため、母子父子寡婦福祉資金やひとり親家庭等住宅整備資金の貸付のほか、母子・父子自立支援員による求職活動や職業能力の向上に関する支援などが行われています。また、令和元年度では相談件数が母子父子で延べ613件(前年度比+83件)に増加しているため、これからも子育てと生計維持を一人で担わなければならないひとり親の経済的自立を支えていくことが求められています。

秋田県母子寡婦福祉連合会では、日ごろ親子そろって楽しむ機会が少なくなっているひとり親家庭の親と子が一堂に集い、親睦を深めるための交流事業を行っており、令和元年度は31名が参加しています。

1. 横手市の母子・父子世帯

1) 横手市の母子世帯の実態

令和元年8月1日現在 単位：人

年母 齢の	20歳未満		20歳代			30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		計	
	0		55			362		427		81		9			934
な母 つた 世帯 原因に	死 別														
	病死	交通 事故	産業 災害	自殺	その他	小計	離婚	遺棄	行方 不明	未婚 の母	配偶者 の障 がい	拘禁	その他	934	
	44	2	1	14	1	62	793	1	0	68	5	1	4		
用母 形の 態雇	自営業	常用 雇用者	臨時 雇用者	日雇 雇用者	パート	内職	その他 雇用者	無職	不明					計	
	19	546	43	3	216	3	11	68	25					934	
母の 収入	無	50万円 未満	50万円 ～ 75万円	75万円 ～ 100万円	100万円 ～ 125万円	125万円 ～ 180万円	180万円 ～ 240万円	240万円 ～ 300万円	300万円 以上	不明	計				
	71	12	25	46	147	292	156	53	35	97	934				
児童 の状 況	就学前	就 学											計		
		義務教育		高等 学校	短大	大学	専門学校 その他	就職	無職	その他					
		小学校	中学校	8	21	11	24	4	33						
245	449	279	358	8	21	11	24	4	33			1,432			
み母 と世 帯の	20歳未満		20歳代			30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		計	
	0		16			145		185		38		5			389
一世帯当たり児童数								1.53人							

2) 横手市の父子世帯の実態

令和元年8月1日現在 単位：人

年父 齢の	20歳未満		20歳代			30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		計	
	0		1			39		73		37		10			160
な父 つた 世帯 原因に	死 別														
	病死	交通 事故	産業 災害	その他	小計	離婚	遺棄	行方 不明	未婚 の父	配偶者 の障 がい	拘禁	その他	160		
	26	0	0	1	27	126	0	0	0	6	0	1			
用父 形の 態雇	自営業	常用 雇用者	臨時 雇用者	日雇 雇用者	パート	内職	その他 雇用者	無職	不明					計	
	27	115	3	1	5	0	2	4	3					160	
父の 収入	無	50万円 未満	50万円 ～ 75万円	75万円 ～ 100万円	100万円 ～ 125万円	125万円 ～ 180万円	180万円 ～ 240万円	240万円 ～ 300万円	300万円 以上	不明	計				
	6	0	2	3	4	16	44	37	22	26	160				
児童 の状 況	就学前	就 学											計		
		義務教育		高等 学校	短大	大学	専門学校 その他	就職	無職	その他					
		小学校	中学校	71	0	3	1	4	0	7					
20	65	62	71	0	3	1	4	0	7			233			
み父 と世 帯の	20歳未満		20歳代			30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		計	
	0		0			10		21		11		8			50
一世帯当たり児童数								1.46人							

2. 母子・父子福祉事業

1) 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭等の福祉に関して実情を把握し、個人それぞれのケースに応じて自立に必要な相談や情報提供及び指導等を行っています。

○母子・父子自立支援員 3名

(1) 相談指導の状況(平成27～令和元年度)

単位：件 ※()内は延件数

	生活一般		生活援護		児童問題		計	
	母子	父子	母子	父子	母子	父子	母子	父子
平成27年度	74 (233)	7 (16)	160 (336)	21 (27)	24 (143)	0 (3)	258 (712)	28 (46)
平成28年度	79 (181)	2 (3)	124 (272)	17 (22)	19 (77)	2 (2)	222 (530)	21 (27)
平成29年度	52 (106)	5 (8)	113 (233)	10 (14)	6 (18)	1 (1)	171 (357)	16 (23)
平成30年度	105 (169)	9 (9)	163 (264)	11 (37)	28 (50)	1 (1)	296 (483)	21 (47)
令和元年度	97 (182)	8 (13)	188 (319)	15 (44)	21 (50)	5 (5)	306 (551)	28 (62)
備考	住宅、医療、家庭紛争、就労、結婚、その他		公的年金、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金、生活保護、税、その他		教育、養育、非行、就職、母子生活支援施設			

2) ひとり親家庭等住宅整備資金の貸し付け(県単)

市内に居住する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の住宅の補修や増改築に必要な整備資金の貸付を行います。

- 貸付限度額 150万円以内
- 貸付利率 年0.1% (年2回の見直しあり、所得税の非課税世帯は無利子)
- 償還期間 措置期間(1年以内) 経過後9年以内

3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

配偶者のいない方で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉の増進に資するための資金の貸付をしています。

※母子父子寡婦資金の貸付条件

- 対象者 ひとり親家庭の父・母・寡婦
- 保証人 1人
- 償還方法 償還期間内に年賦・半年賦または月賦で返還

(単位：千円)

年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
種類	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金										
事業継続資金										
修学資金									2	6,396
技能取得資金										
修業資金			1	3,360			1	319	1	300
就職支度資金	1	300								
療養資金										
生活資金									1	500
住宅資金										
転宅資金										
就学支度資金							2	1,160		
結婚資金										
児童扶養資金										
計	1	300	1	3,360	0	0	3	1,479	4	7,196

3. ひとり親家庭支援事業

1) ひとり親家庭ふれあい交流事業

秋田県母子寡婦福祉連合会で行われている事業で、日常、親子そろって楽しむ機会が少ないひとり親家庭の親と子が一堂に集い、一日を楽しく過しながら相互の親睦を深めるために行っています。

(1) 親子交流会実施状況

	月 日	目 的 地	参加人数
H 22	8月29日 (日)	秋田県立保呂羽山 少年自然の家 (ほろわんぱく) 自然散策・野外炊飯・工作	48名
H 23	8月28日 (日)	鳥海高原花立牧場公園 アイスクリーム作り体験ほか	45名
H 24	8月26日 (日)	横手市農山村体験学習交流施設 「釣りキチ三平の里」体験学習館 箸作り、蕎麦打ち、自然散策	35名
H 25	12月22日 (日)	秋田県南部男女参画センター 餅つき、クリスマス、正月遊び	49名
H 26	7月13日 (日)	男鹿水族館G A O	46名
H 27	7月5日 (日)	秋田市大森山動物園ミルヴェ	48名
H 28	7月3日 (日)	岩手県立児童館 いわて子どもの森	50名
H 29	7月2日 (日)	あきた白神体験センター	32名
H 30	7月1日 (日)	フェライト子ども科学館 土田牧場 (にかほ市)	39名
R 1	6月29日 (土)	鳥海山 木のおもちゃ美術館	31名

障がい者福祉

障がい者福祉の動向

障がい者福祉については、平成15年度から“障がいのある人も家庭や地域で普通の生活ができる社会に”というノーマライゼーションの流れの中で、障がい者や地域住民の意識に変化が見られるようになり、国・県はもとより障がい者の身近な市町村においても障がい者のニーズに合った施策推進と、障がい種別に係わらず均衡のある福祉サービスの提供が求められております。

平成18年4月からは「障害者自立支援法」に基づく新たな体系でのサービス提供が確立され、福祉サービスを利用者が自由に選択することができるようになっております。さらに、施行から3年ごとに障害福祉サービス報酬の改正や低所得世帯の利用者負担を無料とする利用者負担の軽減も行われるなど法の一部改正が行われてきました。

平成24年6月には「障害者自立支援法」に替わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が成立し、平成25年4月から施行されております。

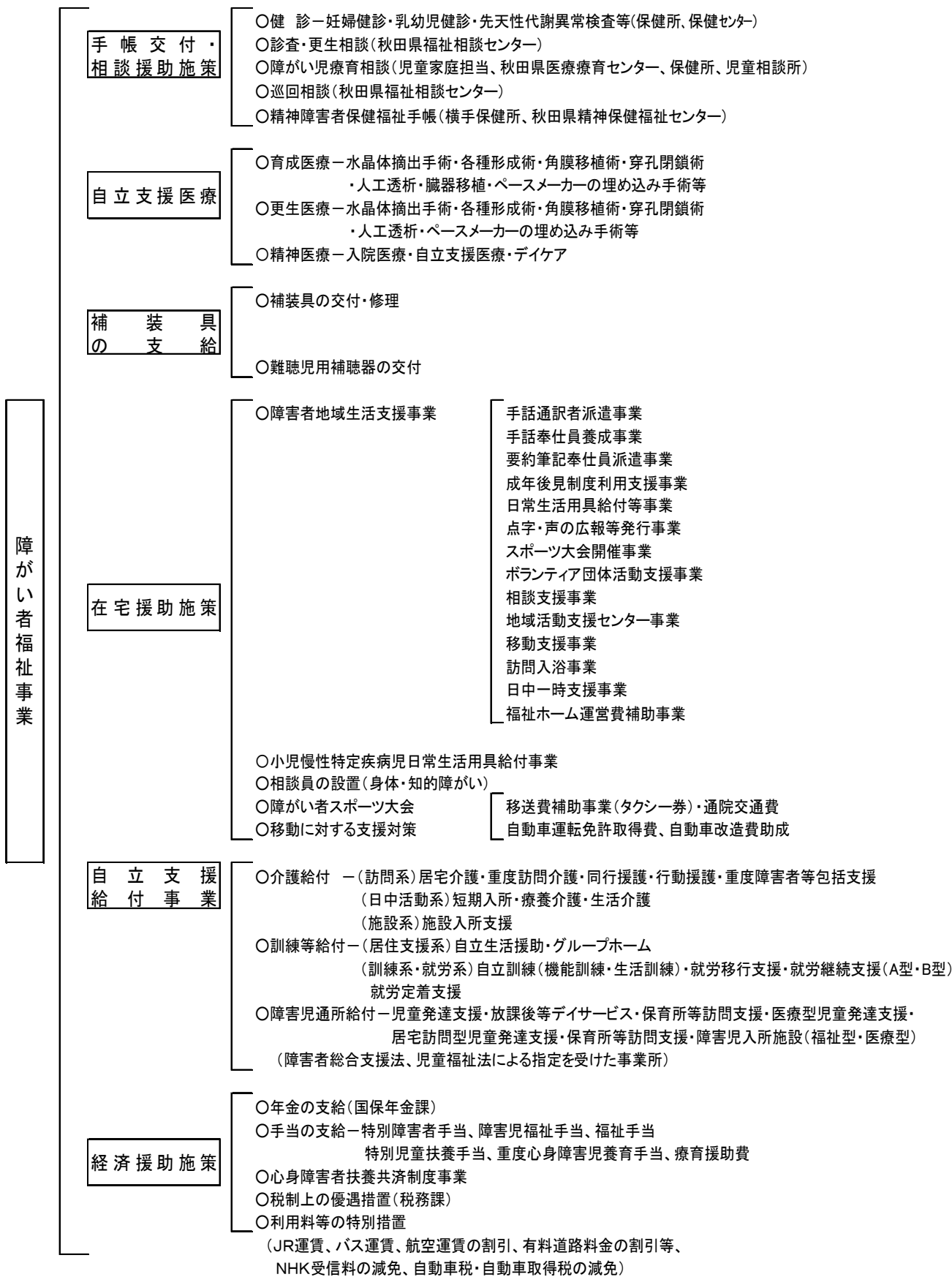
障害者総合支援法では近年、障がい福祉サービスの対象者に難病患者の方が加わり、これまでの“障害程度区分”から“障害支援区分”への見直し、“共同生活援助”と“共同生活介護”との一元化等さまざまな制度の改正がされております。

また、平成30年4月改正により、障がい者自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われ、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られました。

本市では、平成27年度から9年間の「第2次横手市障がい者計画」と平成30年度から3年間の「第5期横手市障がい福祉計画」に沿った事業展開や各種方策を推進しながらも、地域生活支援拠点整備コーディネーターの配置や自立支援協議会の機能強化、障がい者就労支援ステップアップ事業の継続など障がい福祉事業を推進しております。

今後も「障害者総合支援法」による地域社会における共生の実現に向けて、福祉サービスの充実に努めるとともに、障がいや障がい者に対する地域住民の理解と認識を深めるための啓発活動や、障がい者の社会参加、地域移行や就労移行に向けた更なる施策の推進を図ることとしております。

1. 障がい者福祉事業の概要



2. 身体障害者手帳所持者

①年齢別・性別・等級別

令和2年3月31日現在

年齢区分 級別	0～5			6～14			15～17			18～59			60～64			65～69			70歳以上			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	1	3	4	2	5	7	1		1	90	59	149	45	20	65	58	28	86	348	417	765	545	532	1,077
2	1	3	4	8	3	11	1		1	41	38	79	22	25	47	49	20	69	204	336	540	326	425	751
3	3	1	4	2	1	3	2		2	61	49	110	30	23	53	37	51	88	231	419	650	366	544	910
4				1	2	3	1	2	3	41	42	83	26	53	79	57	80	137	357	699	1,056	483	878	1,361
5										13	10	23	10	9	19	21	20	41	78	74	152	122	113	235
6				1	2	3				11	8	19	9	3	12	6	7	13	81	96	177	108	116	224
合 計	5	7	12	14	13	27	5	2	7	257	206	463	142	133	275	228	206	434	1,299	2,041	3,340	1,950	2,608	4,558

②障がい別・性別・等級別

令和2年3月31日現在

障がい 区分 級別	視覚障がい			聴覚障がい			平行 機能障がい			音声・言語 機能障がい			そしゃく 機能障がい			肢体不自由			内部障がい			合 計			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
1	24	45	69	3	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	117	160	277	401	326	727	545	532	1,077	
2	36	35	71	21	40	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	267	349	616	2	1	3	326	425	751	
3	5	18	23	21	17	38	0	1	1	22	6	28	1	1	2	224	442	666	93	59	152	366	544	910	
4	12	18	30	115	173	288	0	0	0	7	6	13	1	1	2	208	585	793	140	95	235	483	878	1,361	
5	18	26	44				0	0	0	/	/	/	0	/	/	104	87	191	/	/	/	0	122	113	235
6	13	15	28	42	70	112	0	0	0	/	/	/	0	/	/	53	31	84	/	/	/	0	108	116	224
合 計	108	157	265	202	301	503	0	1	1	29	12	41	2	2	4	973	1,654	2,627	636	481	1,117	1,950	2,608	4,558	

3. 療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者

療育手帳所持者

令和2年3月31日現在

年齢 級種	0～5			6～14			15～17			18～59			60～64			65～69			70以上			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
A	1	0	1	12	5	17	7	2	9	129	76	205	10	14	24	16	16	32	35	42	77	210	155	365
B	4	2	6	22	9	31	18	14	32	175	90	265	21	4	25	13	1	14	15	9	24	268	129	397
合計	5	2	7	34	14	48	25	16	41	304	166	470	31	18	49	29	17	46	50	51	101	478	284	762

精神保健福祉手帳所持者

令和2年3月31日現在

年齢 級種	0～5			6～14			15～17			18～59			60～64			65～69			70以上			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	0	0	0	2	1	3	0	1	1	26	31	57	10	6	16	2	4	6	15	15	30	55	58	113
2	0	0	0	0	0	0	1	1	2	118	107	225	28	15	43	18	11	29	25	21	46	190	155	345
3	0	0	0	2	1	3	1	1	2	38	30	68	5	5	10	0	1	1	3	3	6	49	41	90
合計	0	0	0	4	2	6	2	3	5	182	168	350	43	26	69	20	16	36	43	39	82	294	254	548

4. 本市における地域生活支援体制

地域の情報

令和2年3月31日現在

担当エリア内の障がい者(児)数	手帳所持者(児)数		施設入所等障がい者(児)数			
	身体障がい者 児	知的障がい者 児	入所支援施設	療養介護施設	自立支援医療(精神通院)受給者数	精神障害者社会復帰施設
	4,512	666	229	16	1,248	38
	46	96	296		205	
	537	11				
	11					
担当エリア内で利用可能な在宅生活支援の事業所数	デイサービス (デイケア)	ショートステイ				
		ホームヘルプサービス				
	障がい児	8	6	家事	身体介護	移動
				4	4	2
				4	4	2
				4	4	2
8	8	6	4	4		
8	8	6	4	4		
8	8	6	4	4		
8	8	6	4	4		
8	8	6	4	4		
8	8	6	4	4		

担当エリアに関する特記事項

上記サービス提供の実際の状況、上記以外のサービス提供状況等について
 日中一時支援事業所 6ヶ所
 基準該当生活介護事業所 3ヶ所

5. 自立支援給付の状況

障害者総合支援法には「自立支援給付」、「自立支援医療」、「補装具費の支給」、「地域生活支援事業」があります。（介護保険の対象となる方は、介護保険サービスを優先的にご利用いただくこととなります。）

また、児童福祉法のサービスには、「障害児通所給付」があります。

自立支援給付

障がい種別（身体・知的・精神）にかかわらず、障がい者の自立支援を目的に提供するサービスで、次のサービスがあります。

『介護給付』・・・日常生活に必要な支援が受けられます。

『訓練等給付』・・・自立した生活に必要な知識などを身につけます。

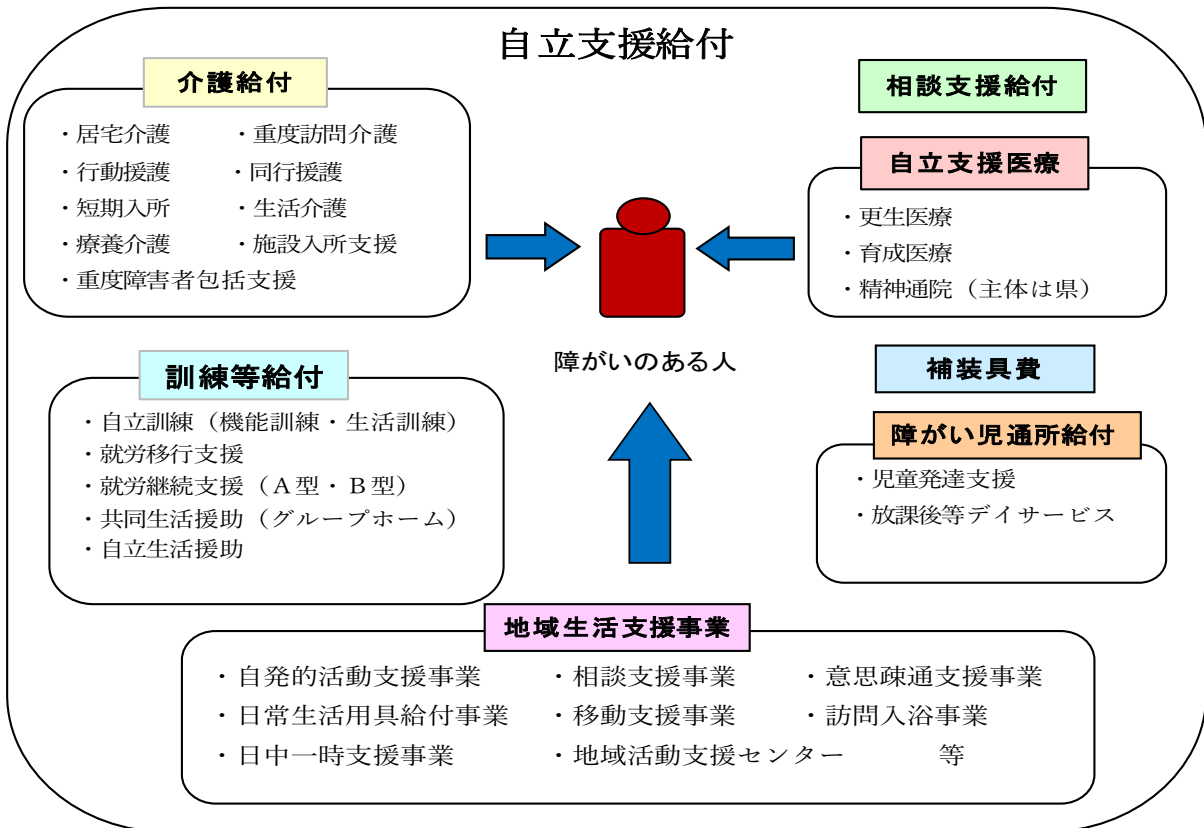
『自立支援医療』・・・心身の障がいの除去や軽減を図るための医療費を支給します

『補装具費の支給』・・・身体機能を補完する補装具費の購入や修理費に要する費用を支給します。

地域生活支援事業

市や県が地域の実情に応じて障がい者の地域生活における生活を支援するための事業で相談支援、移動支援、訪問入浴、日中一時支援などがあります。

サービス体系



6. 自立支援給付費給付実績

サービス種類		平成30年度		令和元年度	
		給付延件数	給付額（円）	給付延件数	給付額（円）
介護給付	居宅介護	834	41,000,411	804	54,535,148
	重度訪問介護	67	28,571,350	58	27,738,260
	同行援護	23	653,970	45	1,096,020
	行動援護	0	0	0	0
	短期入所	417	16,676,824	468	20,083,169
	療養介護	195	48,715,420	190	47,981,100
	生活介護	4,338	787,828,667	4,279	812,007,670
	施設入所支援	2,788	285,408,530	2,749	294,689,952
	相談支援事業	3,004	39,178,146	3,142	48,154,560
	高額障害福祉サービス費	49	202,093	81	390,141
訓練等給付	自立訓練	581	64,587,823	591	73,546,605
	就労移行支援	229	33,251,811	250	36,033,363
	就労継続支援	2,712	313,410,085	3,008	330,386,440
	就労定着支援	0	0	177	6,065,180
	共同生活援助	1,100	124,731,823	1,070	117,742,689
児童通所支援	児童発達支援	731	30,049,292	656	23,898,162
	医療型児童発達支援	12	193,510	1	14,300
	放課後等デイサービス	450	45,230,011	675	63,392,183
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0
	保育所等訪問支援	0	0	0	0
	障害児相談支援	235	3,428,600	310	4,773,130
	高額障害児通所給付費			9	68,014
合計		17,765	1,863,118,366	18,563	1,962,596,086

7. 自立支援医療

①更生医療

身体障がい者に対する障がいの軽減または除去のために医療が必要と認められるとき、必要な医療費を公費で負担します。

年度	項目	実給付者数 (人)	延給付決定数 (件)	公費負担額 (円)
H29		148	2,707	52,552,428
H30		155	2,691	41,381,098
R1		146	2,430	40,555,398

②育生医療

障がい児に対する障がいの軽減または除去のために医療が必要と認められるとき、必要な医療費を公費で負担します。

年度	項目	実給付者数 (人)	延給付決定数 (件)	公費負担額 (円)
H29		13	26	954,944
H30		14	28	823,486
R1		14	39	1,047,775

8. 補装具費の支給

①補装具費の支給

身体障がい者(児)の体の不自由なところを補い、日常生活や職業生活を容易にするために、必要な補装具の購入または修理にかかる費用の一部を公費で負担します。

年度	項目	給付件数 (件)	利用者負担額 (円)	公費負担額 (円)
H29		183	420,326	13,400,378
H30		199	316,901	18,428,140
R1		185	355,595	15,859,165

②難聴児補聴器給付事業

身体障がい者手帳の対象とならない難聴児に対して言語発達やコミュニケーション能力を高めることを目的に補聴器購入に要した費用を助成します。

年度	項目	実利用者数 (人)	助成金額(円)
H29		0	0
H30		1	13,000
R1		3	154,000

9. 地域生活支援事業

①相談支援事業

障がいのある方などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整を行います。

年度	項目	相談件数 (件)
H29		727
H30		657
R1		787

②意思疎通支援事業

聴覚などの障がいがあるため、意思疎通を図ることに支障がある方が、病院などに行くときに手話通訳者等の派遣を行います。

年度	項目	実利用者数 (人)	延利用回数 (回)	総事業費 (円)
H29		11	221	5,298,480
H30		10	183	491,000
R1		8	164	436,000

③日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある方に日常生活の便宜を図るため、障がいの種別や程度に応じて、日常生活用具を給付または貸与します。

年度	項目	実給付 品目数	延給付件数 (件)	利用者負担額 (円)	公費負担額 (円)
H29		21	2,381	2,877,491	22,820,305
H30		21	2,413	2,308,735	21,675,176
R1		19	2,429	3,143,552	22,835,065

④小児慢性特定疾患児日常生活用具給付等事業

身体障害者手帳を持っていない在宅の小児慢性特定疾患児の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。

年度	項目	実給付 品目数	延給付件数 (件)	利用者負担額 (円)	公費負担額 (円)
H29		2	2	18,950	31,810
H30		3	3	13,750	40,790
R1		0	0	0	0

⑤移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

年度	項目	実利用者数 (人)	延利用回数 (回)	総事業費 (円)
H29		17	342	1,991,653
H30		15	345	2,235,836
R1		10	238	1,721,215

⑥訪問入浴事業

身体に障がいがある方の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

年度	項目	実利用者数 (人)	延利用回数 (回)	総事業費 (円)
H29		14	629	7,400,814
H30		12	528	6,257,888
R1		10	468	5,326,384

⑦日中一時支援事業

障がいのある方の家族の就労支援や一時的な休息等のために、障がいのある方の日中における生活の場を提供します。

年度	項目	実利用者数 (人)	延利用回数 (回)	総事業費 (円)
H29		82	2,586	6,517,281
H30		61	2,602	6,312,704
R1		61	2,575	6,188,487

⑧自動車運転免許取得費助成事業

身体に障がいのある方等の就労や社会参加活動の促進を図るため自動車操作訓練を終了するに要した費用を助成します。

年度	項目	実利用者数 (人)	助成金額(円)
H29		6	600,000
H30		1	100,000
R1		3	300,000

⑨自動車改造費助成事業

身体に障がいのある方等の就労や社会参加活動の促進を図るため自動車改造に要した費用を助成します。

年度	項目	実利用者数 (人)	助成金額(円)
H29		4	316,366
H30		4	261,920
R1		6	636,720

高 齢 者 福 祉

1. 超高齢社会の到来と高齢者福祉施策の基本方針

令和2年3月末の横手市の高齢化率は38.1%であり、昨年同月比で約0.9%高くなりました。3年後には40%を超える見込みです。高齢者数の増加以上に深刻なことは、少子化が進み人口の構成比率が若年者より高齢者に大きく偏っていることです。高齢者世帯、一人暮らし高齢者等の支援のみならず、地域社会の維持・存続という観点からも、高齢者の自助を含めた『地域共生社会の実現』に向けた対策は、重要な課題の一つとなっています。

市では、平成30年度からスタートした『第7期 横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画』の最終年度となり、高齢者ができるだけ長く本人の能力、意欲に応じて地域で暮らしていけるよう『地域包括ケアシステム』の深化を図るために、令和3年度以降の高齢福祉サービスを構築してまいります。

また、市全体の圏域及び日常生活圏域に配置された協議体やコーディネーター、エリアマネージャーを中心に、高齢者が自立した生活を維持していくための生活支援サービスを創り出すよう、NPOやボランティア団体などとの連携を図りながら、地域における支援体制の強化・充実を推進してまいります。

【高齢者人口】

人口 年度	人口（人）			65歳以上人口（人）			高齢化率（%）		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
H30	42,494	47,152	89,646	13,918	19,419	33,337	32.8	41.2	37.2
RO1	41,768	46,424	88,192	14,087	19,551	33,638	33.7	42.1	38.1

※年度末の横手市住民基本台帳による。

【高齢者世帯数】（参考：秋田県「高齢者数・高齢者世帯数調査」による）

年度	世帯 総数	65歳以上の 高齢者だけの世帯		ひとり暮らしの高齢者			2人以上の 高齢者のみ世帯	
		世帯数	割合(%)	男(人)	女(人)	割合(%)	世帯数	割合(%)
H30	31,271	8,856	28.3	1,377	3,184	14.6	4,295	13.7
RO1	31,206	8,120	26.0	1,204	2,631	12.3	4,285	13.7

※各年7月1日現在

2. 地域における生活支援体制の構築

(1) 生活支援体制整備事業

すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域で支えあう仕組みづくりを整備するため、横手市全域及び8地域における「協議体」の設置と「生活支援コーディネーター」及び「エリアマネージャー」を配置します。

協議体はこれまでの行政主導の活動ではなく、住民主体の自由な発想で、ちょっとした助け合いを創り出すことを役割としています。しかし行政等や福祉などの様々な機関から個別にバラバラに地域団体へアプローチされることにより、地域の現場では混乱や疲弊が出ています。令和2年度では、市民の活動に対する支援体制や行政機能との連携の強化を図り、課題解決に向けた活動がさらに推進されるようサポートして参ります。

令和元年度 第2層協議体の活動状況

◆住民や関係機関などの話し合いの場を設置

◆地域情報の共有や連携強化、課題解決に向けた検討

項目 \ 地域	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄
定例会活動	7回	3回	7回	6回	5回	6回	9回	9回
定例会活動打合せ	8回	1回	2回	6回	2回	7回	7回	10回

(2) 暮らしの安心サポート推進事業

地域の交流と支え合いの促進を図るため、子どもからお年寄りまで楽しめるレクリエーション用の備品、環境保全のための刈払機、一人暮らし高齢者宅等の除雪支援のための除雪機械等を準備し、地域活動を行う団体への貸し出しを行います。

《貸し出し実績》

(単位：件数)

年度 \ 備品	カラオケ機 (35台)	TVゲーム機 (8台)	液晶テレビ (10台)	プロジェクター (8台)	刈払機 (8台)	除雪機 (11台)	ホイローダー (1台)
H30	28	0	19	8	1	3	1
R01	25	0	12	11	0	3	1

3. 地域見守り体制の構築

(1) 緊急時あんしんボタン配布事業

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障害者手帳等を所持し日常生活に不安を抱えている方のいる世帯及びこれに準ずる世帯を対象に、かかりつけ医や緊急連絡先等の情報を入れる容器（あんしんボタン）を配布し、冷蔵庫内に設置することで119番通報の際に救急隊員があんしんボタンから必要な情報を把握できることから、緊急時の迅速かつ適切な対応につなげます。

《ボタン配布実績》

項目 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	RO1	延配布数
配布世帯数（件）	60	43	47	59	38	23	24	1,568

4. 敬老意識の醸成

(1) 長寿祝金支給事業

横手市に10年間居住し、満100歳に達した高齢者に対し、祝金10万円および賀詞を贈呈。満88歳に達する高齢者に対し、祝金1万円および賀詞を贈呈します。（平成29年度より祝金相当分の商品券の贈呈となっています。）

《100歳長寿祝金贈呈者数》

（単位：人）

性別 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	RO1
男性	5	2	4	4	6	3	6	8	9
女性	14	20	17	18	16	26	20	20	27

《88歳長寿祝金贈呈者数》

（単位：人）

年度 \ 地域	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
H30	290	77	142	99	71	139	43	44	905
RO1	282	77	111	75	72	122	34	42	815

(2) 敬老会事業

75歳以上の方を対象に、長年にわたり地域社会を支えてきた高齢者への感謝の意を込め、9月の敬老月間に各地域にて敬老会を開催します。

《敬老会参加者数》

(単位：人)

年度 \ 地域	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
H30	1,146	220	294	409	294	293	292	256	3,204
RO1	1,029	221	269	403	260	286	289	260	3,017

5. 日常生活への支援

(1) 配食サービス事業

自立相当の方及び要介護認定で自立若しくは要支援と認定された概ね65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障がい者の方で、食事の調理が困難な方や栄養管理が必要な方を対象に、夕食の配達と併せ安否確認を行います。週1～3回まで利用できます。

年度 \ 項目	実利用者数 (人)	延利用者数 (人)	配食数 (食)	総事業費 (円)
H30	194	1,617	15,424	13,881,600
RO1	178	1,248	12,037	10,833,300

(2) 緊急通報システム事業、ふれあい・安心電話システム推進事業

横手市に住所を有する概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障がい者のみ世帯及びこれに準ずる世帯を対象に、警備保障会社等への通報装置を貸与し、急病や災害発生時に装置の通報ボタンを押すことで、警備員や登録されている協力員が駆けつけます。

※「ふれあい・安心電話」システムには相談電話的な機能もあります

(単位：人)

年度 \ 地域	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
H30	255	17	24	36	22	78	24	22	478
RO1	234	17	25	38	19	69	23	19	444

※原則として、横手地域は緊急通報システム、それ以外の地域は「ふれあい・安心電話」システムを導入しています。

(3) 一人暮らし高齢者等雪寄せ雪下ろし支援事業

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障がい者のみ世帯及び母子世帯で、独力での雪寄せ及び雪下ろしが困難で、且つ親族や近隣者等からの援助を得ることができない世帯を対象に、道路間口から玄関までの雪寄せ及び家屋屋根の雪下ろしを行う事業者をあっせんし、市民税課税状況に応じて費用の一部を助成します。

《雪寄せ利用状況》

※対象世帯の課税状況に応じて負担額が変わります。

年度	項目	利用者数 (人)	総事業費 (円)	利用者負担額 (円)	助成金額 (円)
H30		395	16,554,355	11,525,535	5,028,820
R01		404	15,334,600	10,647,200	4,687,400

《雪下ろし利用状況》

※市民税均等割のみ課税若しくは市民税非課税世帯（生活保護世帯除く）が対象です。

年度	項目	登録者数 (人)	利用者数 (人)	総事業費 (円)	利用者負担額 (円)	助成金額 (円)
H30		529	418	16,680,183	11,101,500	5,578,683
R01		537	24	465,375	311,400	153,975

6. 健康づくりの推進

(1) はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

当該年度の4月1日現在65歳以上の方を対象に、健康の保持及び増進を図るため、市登録の施術所で利用できる「はり・きゅう・マッサージ施術券」を年12回分交付します。

年度	項目	対象者数 (人)	申請者数 (人)	交付枚数 (枚)	利用枚数 (枚)
H30		32,509	5,211	62,532	12,268
R01		33,392	5,361	64,332	12,730

(2) 健康づくり入浴サービス事業

当該年度の4月1日現在65歳以上の方を対象に、健康の保持及び増進と、外出機会確保のため、市内入浴施設を割引料金で利用できる「入浴券」を年12回分交付します。

年度	項目	対象者数 (人)	申請者数 (人)	交付枚数 (枚)	利用枚数 (枚)
H30		32,509	9,150	109,800	53,948
R01		33,392	9,205	110,460	50,917

7. 生きがづくり・社会参加の促進

(1) 老人クラブ活動助成事業

老人クラブは、老後の生活を明るく豊かなものにするため、娯楽や趣味、スポーツ、社会奉仕など広い分野で活動しています。県老連大学講座の受講、県内各地で開催されるスポーツ大会への積極参加及び研修旅行等、活動の場を広げております。

老人クラブの状況（令和元年度）

地域	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
クラブ数	34	11	9	17	19	20	8	13	131
会員数（人）	954	371	270	535	807	604	242	576	4,359

◆老人クラブ助成事業実施状況（令和元年度）

- ① 単位老人クラブ活動費 …… 5,274,060 円
 月 3,355 円×12 ヲ月×131 クラブ＝ 5,274,060 円
- ② 友愛訪問活動強化支援事業費 …… 674,100 円
 年 6,300 円×107 クラブ＝ 674,100 円
- ③ 市町村老人クラブ連合会活動費 …… 491,936 円
 ア 194,000 円（市町村均等割）
 イ 72 円×4,138 会員（連合会加入会員）＝ 297,936 円
- ④ 健康づくり事業 …… 1,050,991 円
 ア 高齢者健康福祉まつり 682,201 円
 イ 老人クラブ連合会スポーツ大会 270,000 円
 ウ 趣味の作品展示会 98,790 円

助成費総額
7,491,087 円

負担区分 国 1 / 3 以内 県 1 / 3 以内 市町村 1 / 3

8. 在宅介護への支援

(1) 移送サービス事業

概ね 65 歳以上の高齢者及び身体障がい者の方で、常時臥床等により座位がとれず一般の交通機関（介護タクシーを含む）を利用することが困難な方を対象に、医療機関への通院又は入退院するときなど移送用車両により送迎します。

年度 \ 項目	実利用者数 （人）	延利用回数 （回）	総事業費 （円）	利用者負担額 （円）
H30	43	259	1,750,620	681,000
R01	62	287	2,037,893	754,000

(2) 介護用品支給券支給事業

要介護認定で要介護3～5と認定された高齢者を在宅介護している世帯で、市民税非課税世帯及び市民税均等割のみ課税世帯を対象に、紙おむつ等の介護用品を購入できる「介護用品支給券」を交付します。

年度	項目	支給人数 (件)	支給枚数 (枚)	使用枚数 (枚)	総事業費 (円)
	H30	509	22,760	22,432	22,432,000
	R01	522	47,050	41,056	20,528,000

(3) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊のみられる認知症高齢者等を介護している世帯を対象に、認知症高齢者等が常時身に付けられる小型の無線機器を貸与し、徘徊した場合にインターネットの情報システムで場所を特定することにより、早期発見につなげます。

年度	項目	利用世帯数 (件)
	H30	3
	R01	1

9. 高齢者が暮らしやすい住宅環境の整備

(1) 横手市居住支援協議会

住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等（住宅確保要配慮者）と民間賃貸住宅の賃貸人に対し、情報提供等の支援を行うとともに、円滑な入居のために必要な対応について協議し、横手市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりを目指します。

(活動内容)

- ・ 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援。
- ・ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策。

(会員)

宅地建物取引業者8社、居住支援団体（社会福祉法人等）10者、横手市（事務局）

10. 要援護高齢者の保護

(1) 高齢者福祉施設入所措置事業

養護者がいない概ね65歳以上の方で、身体上若しくは精神上、又は住居環境的理由及び経済的理由により居宅において生活困難な方を対象に、養護老人ホームに入所措置します。

養護老人ホームの入所措置状況

令和2年4月1日現在

運営主体	〒	所在地	電話番号	施設名	定員 (人)	入所者 (人)
(福)相和会	013-0821	横手市上境字館 133-5	0182(36)1211	養護老人ホーム 映月荘	50	46
横手市	013-0102	横手市平鹿町醍醐字下村 123-1	0182(25)4319	養護老人ホーム ひらか荘	50	45
(福)秋田県 社会福祉事業団	013-0525	横手市大森町字菅生田 245-34	0182(26)3885	秋田県南部老人福祉総合エリア 養護老人ホーム	50	42
湯沢市	012-0855	湯沢市関口字石田 108	0183(73)2471	養護老人ホーム 愛宕荘	100	1
(福)松寿会	010-1654	秋田市浜田字陳ヶ原 15-8	0188(28)6600	養護老人ホーム 松峰園	55	3
(福)仙北市 社会福祉協議会	014-0314	仙北市角館町白岩上西野87-13	0187(53)2870	養護老人ホーム 角館寿楽荘	75	3
合 計				6施設	380	140

介 護 保 険

高齢者の介護を社会全体で担いながら、質の高い介護サービスを提供することを目的に、新たな仕組みとして介護保険制度が平成12年4月に始まりました。

横手市では、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される『地域包括ケアシステム』の深化・推進することを目指し、第7期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画（平成30年4月～令和3年3月）を平成30年3月に策定しました。

今後は、地域共生社会の実現とその支援体制の構築に取り組み、地域に生きる高齢者一人ひとりが尊重された地域づくり・まちづくりを推進します。

1. 被保険者数の推移

（単位：人）

	H29年度末	H30年度末	R元年度末
65歳以上75歳未満	14,650	14,895	15,453
75歳以上	18,519	18,425	18,177
合計	33,169	33,320	33,630
人口	91,022	89,646	88,192
人口に占める割合	36.4%	37.2%	38.1%

2. 要介護(要支援)認定者数の推移

（単位：人）

区分	H29年度末	H30年度末	R元年度末
要支援1	295	334	385
要支援2	703	714	714
要介護1	1,246	1,307	1,329
要介護2	1,402	1,417	1,443
要介護3	1,223	1,153	1,114
要介護4	950	958	934
要介護5	979	964	969
合計	6,798	6,847	6,888

3. 受給者数

(介護保険事業状況報告月報 3月分)

①居宅介護(介護予防)サービス受給者数

(単位:人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	73	230	949	1,111	748	472	421	4,004
第2号被保険者	1	2	16	28	12	7	10	76
総数	74	232	965	1,139	760	479	431	4,080

②地域密着型(介護予防)サービス受給者数

(単位:人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	2	6	234	317	253	152	118	1,082
第2号被保険者	0	0	5	5	1	0	0	11
総数	2	6	239	322	254	152	118	1,093

③施設介護サービス受給者数

(単位:人)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
介護老人福祉施設	3	20	96	227	297	643
第1号被保険者	3	20	95	225	294	637
第2号被保険者	0	0	1	2	3	6
介護老人保健施設	34	56	110	92	115	407
第1号被保険者	33	55	109	91	114	402
第2号被保険者	1	1	1	1	1	5
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
第1号被保険者	0	0	0	0	0	0
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0
総数	37	76	206	319	412	1,050

※総数は実人数のため各施設の合計数とは合わない場合がある

4. 給付実績

(単位:円)

サービス等の種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1. 介護サービス給付費	10,145,268,550	10,247,708,689	10,341,949,117
i) 居宅介護サービス給付費	4,439,127,603	4,450,486,946	4,482,648,952
①訪問介護	994,138,426	1,030,650,329	1,051,094,311
②訪問入浴介護	94,876,775	93,927,414	94,067,497
③訪問看護	101,797,620	114,552,431	117,197,141
④訪問リハビリテーション	35,805,579	33,185,570	31,273,723
⑤居宅療養管理指導	20,209,907	22,141,395	23,929,741
⑥通所介護	837,553,320	825,046,588	842,633,408
⑦通所リハビリテーション	227,031,378	218,434,079	218,387,318
⑧短期入所生活介護	1,573,705,315	1,534,966,864	1,508,748,985
⑨短期入所療養介護	47,116,598	39,660,890	42,527,366
⑩特定施設入所者生活介護	196,573,322	220,098,837	231,440,074
⑪福祉用具貸与	310,319,363	317,822,549	321,349,388
ii) 地域密着型サービス給付費	1,875,643,380	1,899,628,387	1,893,393,184
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	98,203,047	95,131,376	96,457,831
②夜間対応型訪問介護	0	0	0
③地域密着型通所介護	383,690,101	396,822,145	387,392,087
④認知症対応型通所介護	52,947,966	49,729,211	55,102,056
⑤小規模多機能型居宅介護	122,073,997	114,441,903	115,746,553
⑥認知症対応型共同生活介護(短期含)	724,688,549	722,007,396	712,936,159
⑦特定施設入居者生活介護	67,849,341	69,799,375	70,376,221
⑧地域密着型介護老人福祉施設	426,190,379	451,696,981	455,382,277
⑨看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	0	0	0
iii) 施設介護サービス給付費	3,132,506,686	3,185,498,901	3,256,121,403
①介護老人福祉施設サービス	1,878,286,774	1,928,777,034	1,970,581,877
②介護老人保健施設サービス	1,253,877,426	1,254,863,514	1,285,539,526
③介護療養型医療施設サービス	342,486	1,858,353	0
iv) 居宅介護福祉用具購入費	9,588,539	10,164,978	9,102,708
v) 居宅介護住宅改修費	20,891,888	19,351,413	19,959,418
vi) 居宅介護サービス計画給付費	667,510,454	682,578,064	680,723,452
2. 介護予防サービス給付費	80,261,107	89,024,099	88,740,967
i) 介護予防サービス費	50,172,768	55,964,977	58,180,986
①介護予防訪問介護	0	0	0
②介護予防訪問入浴介護	412,200	0	153,063
③介護予防訪問看護	703,422	1,017,215	1,282,592
④介護予防訪問リハビリテーション	3,818,412	3,375,648	3,571,686
⑤介護予防居宅療養管理指導	412,290	610,089	944,058
⑥介護予防通所介護	0	0	0
⑦介護予防通所リハビリテーション	7,940,071	9,147,793	9,737,514
⑧介護予防短期入所生活介護	4,348,187	6,056,026	5,396,236
⑨介護予防短期入所療養介護	0	225,054	277,137
⑩介護予防特定施設入所者生活介護	20,174,486	22,667,343	20,895,698
⑪介護予防福祉用具貸与	12,363,700	12,865,809	15,923,002
ii) 地域密着型介護予防サービス給付費	10,509,138	10,204,281	7,741,404
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	19,899
②介護予防小規模多機能型居宅介護	5,574,663	6,472,287	6,816,024
③介護予防認知症対応型共同生活介護	4,934,475	3,731,994	905,481
iii) 介護予防福祉用具購入費	1,092,326	1,591,365	1,063,472
iv) 介護予防住宅改修費	4,736,575	6,720,476	5,638,605
v) 介護予防サービス計画給付費	13,750,300	14,543,000	16,116,500
3. 高額介護サービス費	261,741,153	259,565,477	265,055,258
4. 特定入所者介護サービス費	571,147,537	561,324,338	562,983,628
5. 審査支払手数料	13,798,738	14,061,911	14,519,505
合計	11,072,217,085	11,171,684,514	11,273,248,475

5. 第1号被保険者の介護保険料（令和2年度）

段階	対象者	保険料年額(円)	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.30	22,500
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額 × 0.50	37,500
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額 × 0.70	52,500
第4段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.90	67,500
第5段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	75,000
第6段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が120万円未満の人	基準額 × 1.20	90,000
第7段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が120万円以上190万円未満の人	基準額 × 1.30	97,500
第8段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が190万円以上290万円未満の人	基準額 × 1.50	112,500
第9段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が290万円以上400万円未満の人	基準額 × 1.70	127,500
第10段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が400万円以上の人	基準額 × 1.90	142,500

6. 介護保険施設等の設置状況

(令和2年4月1日現在)

施設区分	東部	西部	南部	計
介護老人福祉施設	5施設 200人	4施設 230人	4施設 198人	13施設 628人
地域密着型介護老人福祉施設	1施設 29人	2施設 49人	2施設 58人	5施設 136人
介護老人保健施設	1施設 150人	1施設 100人	2施設 200人	4施設 450人
グループホーム	3施設 45人	6施設 99人	7施設 99人	16施設 243人
特定施設入居者生活介護	3施設 124人	1施設 50人		4施設 174人
地域密着型特定施設入居者生活介護	1施設 29人			1施設 29人
小規模多機能型居宅介護	1施設 29人	1施設 25人	1施設 25人	3施設 79人

※上段は施設数、下段は定員数(小規模多機能型居宅介護においては、登録者数)

東部は横手・山内、西部は雄物川・大森・大雄、南部は増田・平鹿・十文字

横手市地域包括支援センターの動向

横手市地域包括支援センターは、地域支援事業を具体的に実践していく機関として開設し、人口約3万人程度に区分けられる東部地区・西部地区・南部地区それぞれの圏域ごとにセンターを設置しています。また、市内10箇所の在宅介護支援センターをランチ機関と定め、地域に密着した相談支援を推進しています。各センターの場所は、地理的な利便性に配慮するとともに、各圏域の医療・保健・福祉・介護の中核をなす場所として、ワンストップ相談窓口としての役割を担っています。

平成30年度から始まった第7期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進が重点施策の一つとされております。在宅医療と介護の連携をより強化し、切れ目のないサービス提供ができる体制の構築や、自立支援や重度化予防に向けた活動の推進が求められます。

包括的支援事業の適切な実施に向けて、地域包括支援センターの機能強化を図るために、地域の実情を踏まえ、事業実施に則した運営方法について検討する必要があります。また、生活支援コーディネーターや協議体との連携により、地域課題や社会資源の把握に努め、地域で支えあう仕組みづくりを推進します。

介護予防の更なる充実を図るために、地域診断に基づき、地域ごとに取り組むべき課題に応じた介護予防事業を検討し実施につなげます。また、自立支援型地域ケア会議を定期開催し、専門職からのアドバイスや助言を踏まえ、介護予防ケアマネジメントの強化を図り高齢者の自立した生活を支えます。

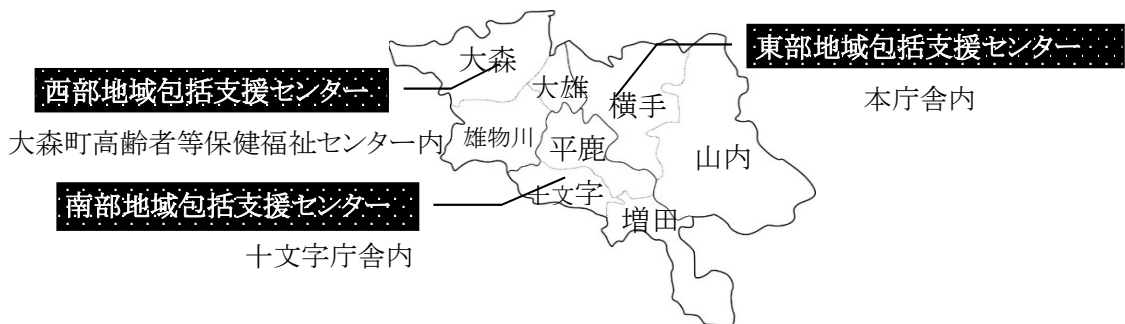
認知症総合支援については、認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応への取り組みを継続するとともに、認知症地域支援推進員の活動を具体化し、認知症カフェの設置個所の増加を図るなど、認知症の気づきから終末期まで切れ目のないサポート体制づくりに努めます。

また、高齢者の権利擁護のため成年後見制度の的確な活用についての啓発活動を継続するとともに、高齢者虐待・消費者被害については、相談窓口や専門機関との支援体制をさらに強化し迅速で的確な対応に努めます。

令和2年度は、第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の最終年度であり、第8期計画を見据えながら、地域支援事業の拡充を図っていきます。そして、保健・医療・福祉の多職種及び専門機関相互の連携を強化し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう地域包括ケアシステムの実現を目指していきます。

横手市地域包括支援センターの概要

組織運営形態	横手市直営　横手市市民福祉部 地域包括支援センター
所在地及びセンター名称	◇ 横手市東部地域包括支援センター（本庁舎内） 〒013-0023　横手市中央町8番2号 TEL 0182-35-2160　FAX 0182-33-2722 ◇ 横手市西部地域包括支援センター （大森町高齢者等保健福祉センター内） 〒013-0525　横手市大森町字菅生田245番地206 TEL 0182-35-2135　FAX 0182-56-4026 ◇ 横手市南部地域包括支援センター（十文字庁舎内） 〒019-0529　横手市十文字町字海道下7番地 TEL 0182-35-2177　FAX 0182-42-5155
指定介護予防支援事業所	◇ 横手市東部地域包括支援センター（指定事業所番号 0500300074） ◇ 横手市西部地域包括支援センター（指定事業所番号 0500300033） ◇ 横手市南部地域包括支援センター（指定事業所番号 0500300082）
沿革	平成18年4月1日　（第3期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画） 横手市大森町字大中島268番地 横手市役所大森庁舎内に開設 平成20年4月1日　東部・西部・南部の3センター体制となる。 平成21年4月1日　（第4期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画） 西部地域包括支援センター内に横手市大森町居宅介護支援事業所を併設 平成23年4月1日　・横手市福祉保健部から横手市健康福祉部へ組織再編 ・東部センターを横手庁舎内、南部センターを十文字庁舎内へ変更 ・東部センターに福祉・介護の総合（ワンストップ相談）窓口を設置 平成24年4月1日　（第5期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画） 西部センター内に在宅医療連携推進事業の拠点を設置 平成25年4月1日　東部センターに成年後見支援センターを設置 平成27年4月1日　（第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画） 平成28年3月18日　西部センター内に認知症初期集中支援チームを設置 平成28年3月18日　西部センター内に認知症地域支援推進員を配置 平成30年4月1日　（第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画） 認知症初期集中支援チームを全市展開 平成31年4月1日　・横手市健康福祉部から横手市市民福祉部へ組織再編



横手市地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関である。

センターには、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が配置され、それぞれの専門性を活かして相互連携を図りながら業務にあたる。

具体的には、市町村事業である地域支援事業を実践する機関である。要介護支援認定（要支援1・2）、総合事業対象者の介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能する。

地域支援事業の内容

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、**可能な限り地域**において自立した日常生活を営むことができるよう**支援**することを目的とするものである。

- ① 地域支援事業の実施にあたっては、高齢者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断を行い、高齢者が自立した生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的なサービスが提供されるよう実施することとする。
- ② 地域包括支援センターは地域包括ケアを有効に機能させるために、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などの各々の専門職の知識を活かしながら、常に情報を共有し、互いに業務の理念、基本的な骨格を理解した上で、連携・協働の体制を作り、業務全体を「チーム」として支えていく必要がある。また、地域包括支援センター内にとどまることなく、地域での各種サービス、保健・医療・福祉の専門職、専門機関相互の連携、ボランティア等の住民活動などインフォーマルな活動を含めた、地域における様々な社会資源の有効活用を図り、ネットワークを構築していく必要がある。さらに、地域支援事業の円滑な実施、地域包括支援センターの適切公正かつ中立な運営を確保する観点から、地域包括支援センター運営協議会を設置する。

横手市地域包括支援センターが所管する地域支援事業の構成

地域支援事業		地域支援事業以外
介護予防・生活支援サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防ケアマネジメント事業 ・ 訪問型サービス ・ 通所型サービス ・ 生活支援サービス 	包括的支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合相談支援事業 ・ 権利擁護事業 ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ・ 在宅医療・介護連携推進事業 ・ 認知症総合支援事業 ・ 地域ケア会議推進事業 	介護予防支援事業 (指定介護予防支援事業所)
一般介護予防事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防把握事業 ・ 介護予防普及啓発事業 ・ 地域介護予防活動支援事業 ・ 一般介護予防事業評価事業 	任意事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者見守り事業 ・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 介護相談員派遣事業 	要支援1～2認定者に対する介護予防支援計画の作成 市民後見推進事業 市民後見人の養成、活動支援等。成年後見支援センターの運営

令和2年度 横手市地域包括支援センター事業計画

◇ 地域支援事業

I 介護予防・生活支援サービス事業	
① 介護予防ケアマネジメント事業	総合事業に位置づけられるサービスを利用する事業対象者に対して、心身の状況、置かれている環境、対象者自らの選択に基づいて、事業が効率的に実施されるよう援助する。
② 訪問型サービス	
◇ 認知症予防訪問	タッチパネル式物忘れ相談による認知症機能評価と保健師による相談・保健指導
◇ 歯つらつ健口訪問（口腔機能向上）	歯科衛生士による相談実技、実技指導
◇ 心の健康訪問（高齢者うつ訪問）	地域包括支援センター及び地域局保健師による訪問
◇ 栄養改善予防訪問	栄養士による栄養相談・栄養指導
③ 通所型サービス	
◇ 運動機能向上プログラム	短期健康アップ教室 東部 } 事業所へ委託 南部 } 西部 } 2時間程度の運動（ストレッチ、運動器機を使用した筋力トレーニング） 参加料：300円～600円程度、送迎あり
◇ 口腔機能向上プログラム	お口歯つらつ教室 歯科衛生士による相談、実技指導 2時間/月1回、3か月継続 参加料：無料
◇ 認知症予防プログラム	タッチパネル式物忘れ相談による認知機能評価 ・教室参加前後でタッチパネル式物忘れ相談プログラムを活用し認知機能を評価 ・予防対策として脳活性化プログラムを取り入れた体操や創作活動を実施
◇ 栄養改善プログラム	管理栄養士による低栄養予防講話と簡単な調理実習など
④ 生活支援サービス	生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターや協議体と連携し、自立支援に資する生活支援を行う団体等の創出を図る。
II 一般介護予防事業	
① 介護予防把握事業	◇ 基本チェックリスト配布・回収 ◇ 市民サービス課、民生委員など市民からの情報提供
② 介護予防普及啓発事業（出前講座で実施）	◇ 口腔ケア講座 ・歯科医師による講演会 各センター1回/年 ・歯科衛生士による指導 30回/年（東部20回、南部・西部10回） 口腔機能についての講話や体操、歌など
◇ 栄養改善講座	管理栄養士による講話 食生活の自己採点、栄養改善に役立つ講話、簡単な調理実習など 各センター 10回/年

II 一般介護予防事業	
② 介護予防普及啓発事業（出前講座で実施）	
◇ 閉じこもり・うつ予防講座	保健師による講話
◇ 物忘れ相談・認知症予防	タッチパネル式物忘れ相談プログラムを活用した認知症予防対策の実施
③ 介護予防活動支援事業	
◇ 介護予防普及講座	・ 認知症予防、閉じこもり・うつ予防、口腔ケア、栄養改善についての講話など ・ 運動機能向上、介護予防のための地域活動ポイントについて
◇ 介護予防普及フォローアップ講座	・ 介護予防を地域で展開するためのポイントと実践について ・ 介護予防サポーターの育成
④ 一般介護予防事業評価事業	事業実施ごとに評価し、年度末に事業実績をまとめる
III 包括的支援事業	
① 総合相談支援事業	
◇ 地域におけるネットワークの構築	適切な支援につなぎ、継続的な見守りや更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、日常生活支援に携わるボランティアなど地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ります。
◇ 実態把握	在宅介護支援センターとの連携 横手市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会での情報交換・研修会の開催
◇ 総合相談支援（福祉・介護・生活全般に係るワンストップ相談）	東部センター（本庁舎）、西部センター（健康の丘おおもり）、南部センター（十文字庁舎）が拠点となる。 ・ 本人、家族、近隣住民、地域のネットワークを通じた相談を受けて、的確な状況把握を行い、専門的・継続的な関与又は緊急性を判断する ・ 相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供や関係機関を紹介 ・ 連携体制や役割分担により継続的・専門的な相談支援を実施
② 権利擁護事業	
◇ 成年後見制度の活用促進	・ 民生児童委員定例会、地域単位の講座において制度の普及啓発を図る ・ 親族に制度利用の申立者がなく、必要と認められる場合、市長申立につなげる
◇ 老人福祉施設等への対応	虐待等で避難等が必要な場合に福祉事務所で検討する場を調整する
◇ 高齢者虐待への対応	虐待事例を把握した場合、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者を訪問し状況を確認。事例に即した適切な対応をとる
◇ 困難事例への対応	高齢者や家庭に重層的に課題が存在、高齢者自身が支援を拒否している場合などセンターの専門職が連携して必要な支援を行う
◇ 消費者被害の防止	・ 消費者被害の未然防止のため消費者センターと定期的な情報交換を行う ・ 民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行う ・ 地域に出向いて消費者被害防止の講座を開催する。 ・ 「包括・在宅介護支援センター・居宅介護支援事業所の緊急連絡網」を活用した情報提供

III 包括的支援事業	
③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	
◇ 包括的・継続的なケア体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険・地域包括支援センター運営協議会の開催と医療懇談会への出席 ・介護支援専門員が介護保険サービス以外の地域資源を活用できる体制の整備 ・11カ所における困難事例対応型ケア会議、圏域単位での自立支援型ケア会議を開催
◇ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	介護支援専門員相互の情報交換（地域ケア会議等の活用）
◇ 日常的個別指導・相談	保険者と連携し介護支援専門員の資質の向上に向けた研修会開催や情報提供など
◇ 困難事例等への指導・助言	困難事例への対応について、随時、検討の場を調整する
④ 在宅医療・介護連携推進事業	
◇ 地域の医療・介護の資源等の把握	「在宅医療・福祉・介護連携ガイド」の利用促進
◇ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	課題を見直し、優先順位を決めて取り組む
◇ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	
◇ 医療・介護関係者の情報共有の支援	
◇ 在宅医療・介護連携に関する相談支援	
◇ 医療・介護関係者の研修	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種連携研修会の開催（東部・南部・西部ブロック別研修会・全市での研修会） ・職種別研修会及び情報交換会の実施（看護職・介護支援専門員等） ・その他の研修会
◇ 地域住民への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護普及講座（8地域で開催） ・各地域への出前講座の開催
◇ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	
⑤ 認知症総合支援事業・認知症予防事業	
◇ 認知症初期集中支援チームによる活動	
◇ 認知症地域支援推進員による活動、認知症カフェ事業の実施	
◇ 認知症ケアパスの普及	
◇ 物忘れ検診の実施	
◇ 認知症予防講演会の開催	
◇ オレンジレジストリの実施	
⑥ 地域ケア会議推進事業	保健、医療、福祉、介護サービスが切れ目なく提供できるよう、関係機関の連携を強化することで、包括的・継続的な支援の推進を図る
IV 任意事業	
① 認知症高齢者見守り事業	
◇ 認知症サポーター養成講座	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の症状や認知症の方への対応の仕方について学ぶ 受講者目標：700人、1回につき60分～90分 ・小中学校での認知症サポーター養成講座
◇ 徘徊見守り訓練及びネットワーク構築の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・横手市全域で実施（5カ所程度）
② 成年後見制度利用支援事業	低所得高齢者に係る成年後見制度の申立てや成年後見人等への報酬に係る費用への助成
③ 介護相談員派遣事業	施設利用者の疑問や不満、不安の解消を図るため、介護相談員派遣事業を行う

◇ 地域支援事業以外の事業

I	介護予防支援事業（指定介護予防支援事業所）
	要支援1～2認定者に対するサービス利用等に係る介護予防支援を行う
II	市民後見推進事業
	親族等による成年後見が困難な方の増加が見込まれることから日常的な金銭管理等の権利擁護を行う市民後見人を養成し、その活動を支援する。

令和元年度 事業実績

令和2年4月1日
横手市 市民福祉部

介護予防・生活支援サービス事業

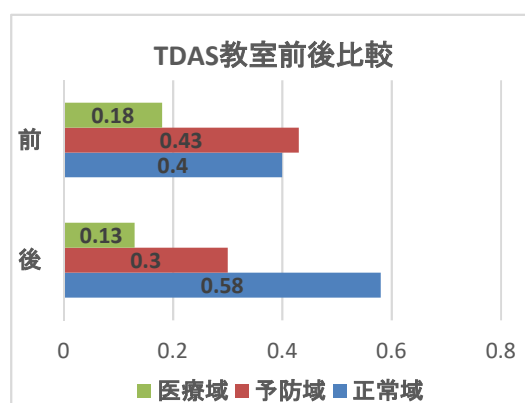
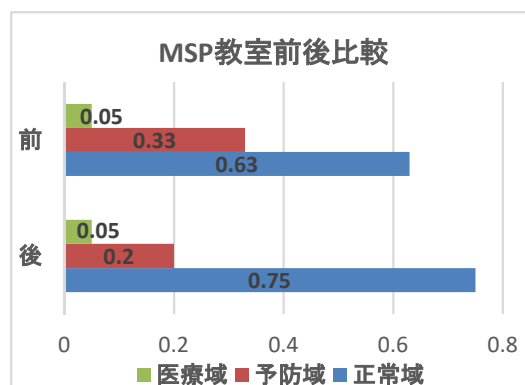
1 通所型サービス

(単位：人)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実人数	182	165	183
延人数	2,341	2,491	2,684

教室前後にタッチパネル式物忘れ相談プログラムを活用し認知機能を評価している。タッチパネルの結果から教室以前より教室後認知機能が向上している割合は58%、維持している割合は21%であった。

内訳は、右のグラフより正常域が教室前に比べ、教室後に増えており、予防域が減少している。このことから教室に参加することにより認知機能向上に効果があると考えられる。



○お口はつらつ教室（歯科衛生士による3回コースの教室）

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実人数	44	20	18
延人数	116	66	48

2 訪問型サービス

認知機能向上プログラム

(単位：人)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実人数	121	255	158
延人数	139	409	242

3 介護予防ケアマネジメント

計画作成状況（推移）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
事業対象者	H30	307	318	313	302	304	328	332	346	337	335	353	350	3,925
		186	181	184	178	183	185	185	197	194	192	196	205	2,266
	R1	393	405	416	423	407	423	465	458	463	480	289	481	5,103
		230	255	254	256	260	266	280	286	289	271	291	291	3,229
要支援1	H30	85	81	72	75	77	81	87	87	93	91	92	91	1,012
		70	68	60	61	65	68	74	72	74	76	78	77	843
	R1	97	99	103	100	100	98	102	102	114	104	107	111	1,237
		83	87	87	85	84	81	84	86	93	88	88	95	1,041
要支援2	H30	200	202	189	185	190	173	169	203	203	207	203	206	2,330
		152	154	145	145	152	133	138	160	158	168	161	166	1,832
	R1	194	193	188	187	187	194	197	209	225	223	230	216	2,443
		162	165	156	156	158	166	163	175	186	186	190	180	2,043

(各下段は居宅介護支援事業所への一部委託)

一般介護予防事業

1 介護予防把握事業

基本チェックリスト実施状況 (単位:人)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
配布数	7,373	7,312	7,219
実施者数	5,122	5,134	5,052

2 介護予防普及啓発事業

(単位:回・人)

項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	回数	延参加数	回数	延参加数	回数	延参加数
口腔機能向上	47	784	30	403	27	324
栄養改善	5	76	6	50	4	27
うつ・閉じこもり予防講座	11	148	0	0	5	71
認知症予防講座・講話	41	618	33	686	41	526
物忘れ相談(タッチパネル)	34	477	18	211	11	139
介護予防等講話	31	950	68	1,245	3	35
運動機能向上	0	0	0	0	48	890
その他講話	16	280	2	37	6	137
計	185	3,333	157	2,632	145	2,149

3 地域介護予防活動支援事業

介護予防普及講座

テーマ	内容	参加者数
第1回目(7/24) ・「脳卒中予防について」 ・「介護予防の運動について ～リハビリの視点から～」 ・「認知症予防について」 第2回目(7/31) ・「お口の健康をとおしての介護予防」 ・「介護予防のための食生活」 ・「高齢者に潜むこころの病について」	高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと暮らし続けられるように介護予防への理解と普及を目的として、医師、精神保健福祉士、栄養士などの専門職種を講師とした講座を実施。	1回目34人 2回目26人 合計 51人 (実28人) 修了証交付者 23人

介護予防普及フォローアップ講座

テーマ	内容	参加者数
・令和元年11月13日 介護予防普及講座で習得した介護予防についての理解を深め、その知識を日常生活にいかし、地域に介護予防を普及するサポーターの実践活動講座	グループワーク方式 ①介護予防普及講座の振り返り ②実践したいこと、伝えたいこと ③自分の地域で仲間と共に介護予防活動を実践するとしたら ④身近なところで活躍している人、団体の紹介	3名 (介護予防サポーター登録3名)

テーマ	内容	参加者数
・令和2年2月19日（水） ～地域共生をつくる地域包括ケア～ 生活を支え合う仕組みとは	①講義 ・地域介護予防活動支援事業に関わる『通いの場』の必要性について ②グループワーク ア：参加したい『通いの場』とは？ イ：『通いの場』を継続するために必要な事項とは？ ③講演 ・介護予防のための自立支援型地域ケア会議について ・地域ケアシステムにおける歯科衛生士の役割	18名

包括的支援事業

1 総合相談支援業務

平成31年4月～令和2年3月

(1) 対象者の状況

相談区分（単位：件）

新規	継続
1,049	1,403

対象者の世帯状況（単位：件）

独居	高齢世帯	その他
808	460	1,184

対象者の認定区分

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
108	192	96	42	18	11	1	1,984

※その他～未申請、申請中

相談者（重複有）

本人	家族	関係機関	その他
655	797	833	167

相談対象者の地区状況

横手	山内	平鹿	十文字	増田
1,318	60	274	388	154
大森	大雄	雄物川	市外	
97	51	89	21	

(2) 相談・支援の方法（重複あり）

単位：（件） / （時間）

訪問	電話	面接
705	1,118	623
559	738	411

(3) 時間外対応状況

（転送電話からの対応等）

件数	時間（分）
6	11

(4) 相談種別の内容 (重複有)

単位：(件) / (時間)

	総合相談支援								権利擁護				ミニケア会議	その他
	介護相談	地域支援・連携	福祉事業	医療・入院	施設入所	ケアマネ支援	認知症	精神疾患	成年後見	高齢者虐待	消費者被害	DV		
件数	932	91	413	159	135	148	518	137	10	71	3	7	10	188
時間	488	55	226	106	135	98	253	81	4	78	1	21	118	95

2 権利擁護事業

◇ 高齢者虐待の対応状況 (養護者による虐待)

(単位：件)

(1) 通報 (届出件数)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数	17	20	20
うち、虐待と認定した数	4	15	12
(2) 虐待の種別 ※	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体的虐待	8	13	10
介護等の放棄等	5	5	6
心理的虐待	0	4	6
性的虐待	0	0	0
経済的虐待	4	2	0
(3) 通報 (届出) の経路	平成29年度	平成30年度	令和元年度
本人	3	0	1
親族	2	2	3
職務上知り得た者	12	16	16
その他 (一般市民等)	0	2	0
(4) 被虐待者の性別	平成29年度	平成30年度	令和元年度
男	6	5	7
女	11	15	13
(5) 被虐待者の年齢	平成29年度	平成30年度	令和元年度
65歳～69歳	2	2	0
70歳～79歳	9	3	5
80歳～89歳	6	14	11
90歳～99歳	0	1	4
100歳以上	0	0	0

(2) 医療・介護関係者の研修

1) 職種別情報交換会

◆ 看護職・介護支援専門員への研修

	実施月日	実施場所	職種	テーマ	参加人数
1	7月10日	サンサン横手	看護職	看取りアンケートについて 情報交換	23人
2	11月13日	サンサン横手	看護職	看取りアンケート結果 ナラティブブック秋田について 情報交換	23人

2) 多職種連携研修会

◆ 圏域（ブロック）別研修会・全体会の研修

テーマ：「看取り・人生会議をテーマに研修会を実施」

	実施月日	実施場所	参加人数	内 容	テーマ
1	9月25日	雄物川保健センター 西部地域	28人	話題提供 事例紹介 グループ ワーク	「看取りアンケートより」 ～看取りから学ぶ～
2	9月26日	平鹿生涯学習センター 南部地域	29人		
3	10月3日	Y2ぷらざ 東部地域	54人		
4	2月21日	横手セントラルホテル 全体研修	160人	講演 丹羽 誠 氏	～最期まで“自分らしく生 きる”を支えるために～ 「始めよう！人生会議」
参加者合計人数			271人		

4 認知症総合支援事業・認知症予防事業

(1) 認知症初期集中支援チーム

★実施体制

設置場所	地域包括支援センター
専門職種	保健師・主任介護支援専門員 サポート医

★支援実績

支援数	5件
訪問人数（延べ）	18人
チーム員会議の開催	10回

★初期集中支援の内容

- 支援経路 … 本人や家族、介護支援専門員、民生委員、近隣住民など
 支援結果 … 医療機関への受診、介護保険の申請、介護保険サービスの利用、本人・家族への支援、服薬管理、継続的医療支援

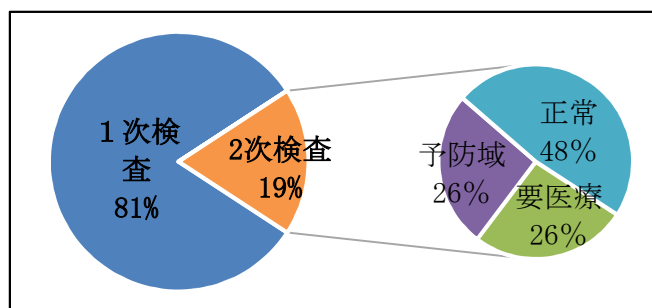
(2) 物忘れ健診

【1次検査のうち2次検査受診者数】

1次検査者	2次検査者
102人	23人

【2次検査者23人の結果内訳】

正常域	予防域	要医療域
11人	6人	6人



【要医療域6人の内訳】

- ◆ 医療機関受診 3人 (いずれも主治医受診)
○異常なし 1人 ○経過観察 1人 ○服薬 1人
- ◆ 家庭訪問にて受診勧奨 . . . 3人
○受診拒否 2人 未受診 1人

(3) 認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域の人など誰でも参加できるカフェを立ち上げ、認知症の人を地域全体で支えていく。

【参加者】 認知症の方、介護している家族、介護経験者、いきいきサロン参加者

【開催実績】

① 下村サロン

下村地区いきいきサロン（大森）との同時開催。ミニ講話やボランティアによる軽体操などを取り入れたプログラムを実施。

(単位：人)

5月	6月	7月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
20	21	24	18	19	20	15	15	—

【スタッフ】 サロン世話人、ボランティア、認知症サポーター
認知症地域支援推進員

② くつろぎ

興生会との共催。わいわいぷらざ内「喫茶くつろぎ」を会場に実施。カフェタイム型として毎月第4水曜日に開催。

(単位：人)

5月	6月	7月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
—	—	—	—	—	—	6	5	4

【スタッフ】 興生会（作業療法士、相談員）、認知症地域支援推進員

(4) オレンジレジストリ

認知機能検査と体力測定を5年間受け経年的な変化をみていく。認知症の治療方法やケア手法を明らかにするための全国的な情報登録・追跡を行う研究。

- 【実施主体】
- ・ 秋田大学高齢者医療先端研究センター
 - ・ 国立長寿医療研究センター

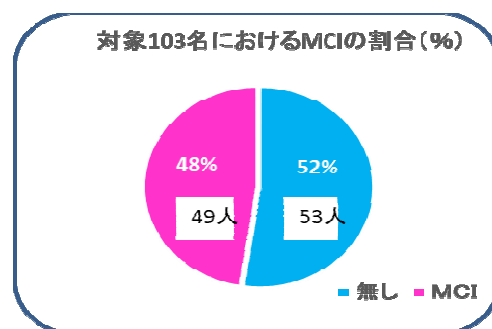
【検査内容】 血圧測定 → 認知機能検査 → 体力測定 → 認知機能検査
→問診チェック

【実績】

地域	西部地域	南部地域
H30 受診者数	103人 (1年目)	—
R1 受診者数	97人 (2年目)	112人 (新規)

【H30結果】

- ☆ 登録者 …… 103人
(女性56人・男性47人)
- ☆ 平均年齢 …… 74.2歳
(最高年齢88歳)
- ☆ 約50%近い方が軽度認知症障害
(MCI) と判定



(5) 横手市認知症予防講演会

日 時 : 令和元年11月16日(土) 午後2時00分～3時30分
 会 場 : 条里南庁舎 講堂
 講 師 : 太田 秀隆 先生(秋田大学高齢者医療先端研究センター教授)
 講 演 : 「聞きたい・知りたい・認知症のお話」
 参加者数 : 230人

(6) 認知症・在宅医療連携に関する相談支援実績

1) 対象者の状況

【相談件数】 (単位:件)

実人数	延べ人数
71	179

【世帯状況】 (単位:件)

独居	高齢世帯	その他
37	20	122

【相談者(重複有)】 (単位:件)

本人	家族	関係機関	その他
61	74	62	5

2) 相談・支援の方法 (重複有)

【相談経路】 (単位: 件)

訪問	電話	面接
63	111	66

3) 相談種別の内容 (重複有)

(単位: 件)

	総合相談支援							その他
	介護相談	地域支援・連携	医療・入退院	施設入所	ケアマネ支援	認知症	精神疾患	
件数	73	54	75	13	25	72	67	19

4) 関係機関との連携状況

(単位: 件)

医療機関	行政	居宅・事業所	地域関係者	親類	その他
60	49	40	20	46	10

5 地域ケア会議推進事業

毎月の定期開催の他、随時のミニケア会議を8地域で開催

地域	定期開催	ミニケア会議
東部地域	42	47
西部地域	32	25
南部地域	32	28

任意事業

1 認知症高齢者見守り事業

(1) 認知症サポーター養成講座

(単位: 回・人)

受講団体	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
いきいきサロン	1	19	3	37		
JA	1	86				
地区婦人会等	1	34				
福祉施設	4	81	1	14		
学校等/教員・保護者	9	298	8	84	7	158
金融機関/郵便局	1	6			1	16
自治会	5	94	3	64		
民生児童委員/福祉協力員	2	102			4	157
企業	1	22	1	12	2	20
その他	1	11	6	156	1	11
合計	26	753	22	367	15	362

(2) 小中学校での認知症サポーター養成講座

(単位：回・人)

受講小学校	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	学年	参加者	学年	参加者	学年	参加者
醍醐小学校	4年	29	4年	25	4年	28
十文字第一小学校	5年	68				
十文字第二小学校			4・5・6年	43		
吉田小学校						
栄小学校						
大雄小学校						
増田小学校						
睦合小学校						
植田小学校						
横手北小学校	4年	49	4年	55		
横手南小学校						
横手旭小学校			4年	69	4年	45
大森小学校	4年	34	4年	24	4年	37
浅舞小学校					4年	46
朝倉小学校	4年	58				
雄物川小学校	4年	72	4年	49	4年	52
山内小学校	4年	22	4年	14		
明峰中学校	5年	23	5年	15	1年	149
合 計		332		279		357

(3) 徘徊見守り訓練

	実施地域	参加人数
平成29年度	雄物川・大森・横手（朝倉）	3地域 163人
平成30年度	横手（朝倉・金沢）・雄物川・大森	3地域 116人
令和1年度	横手（栄）・雄物川・大森・十文字・増田・平鹿	6地域 283人

2 介護相談員派遣事業

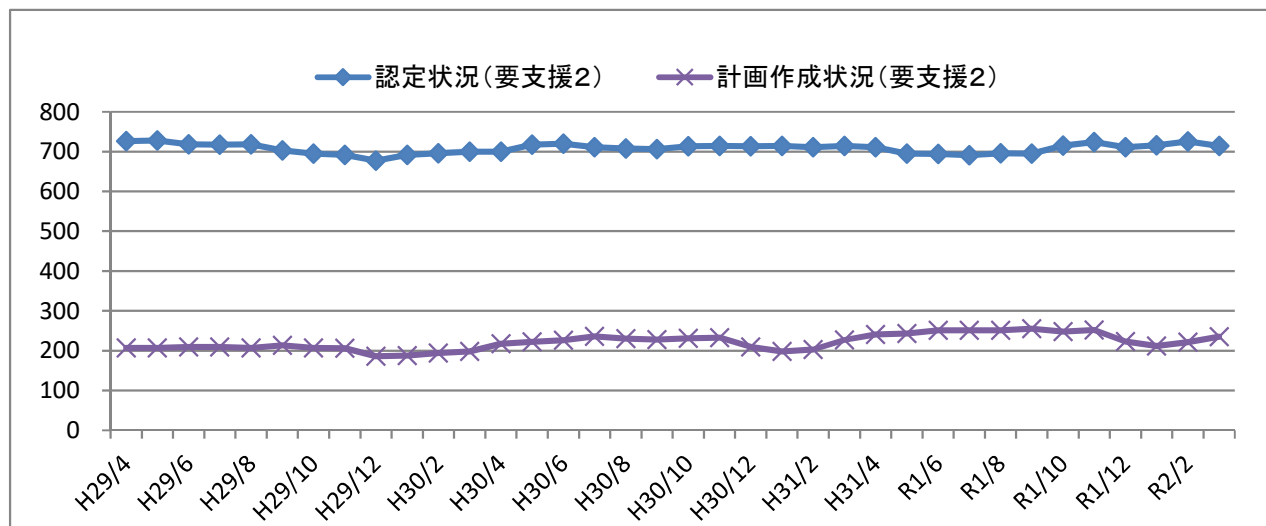
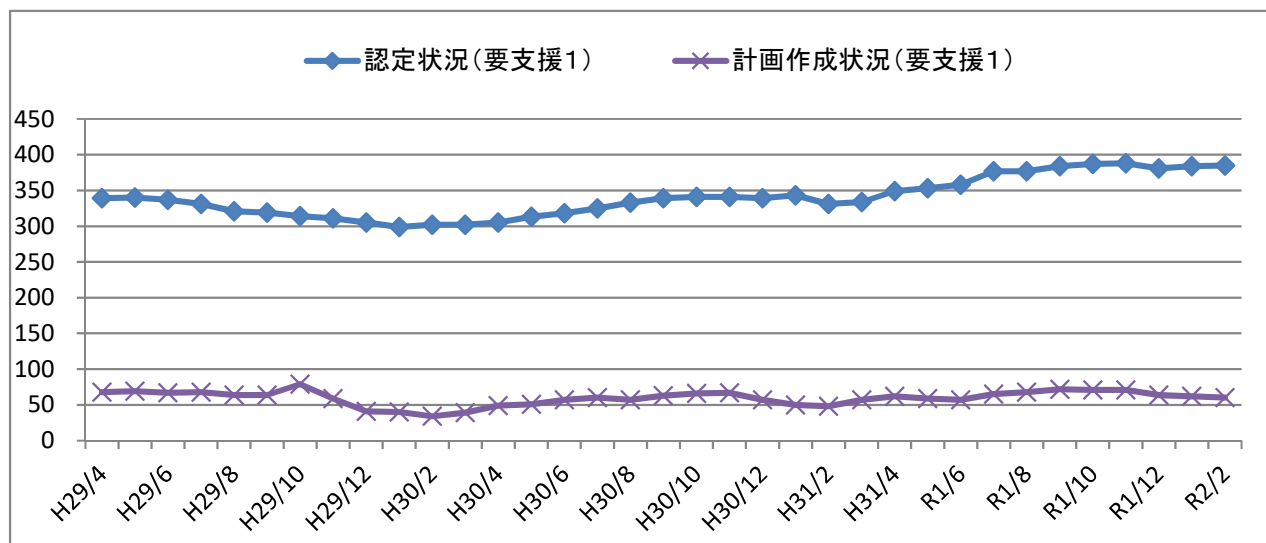
派遣事業所種別	箇所数			訪問回数		
	H29	H30	R1	H29	H30	R1
グループホーム	16	15	14	271	237	127
特別養護老人ホーム	16	16	16	289	264	133
介護老人保健施設	4	4	4	68	58	27
デイサービス	2	2	2	37	23	22
障がい者支援施設	3	3	3	37	57	47
ケアハウス	1	1	1	7	8	7
養護老人ホーム	1	1	1	24	21	10
有料老人ホーム	1	1	1	15	14	9
短期入所生活介護	6	6	6	105	94	60
計	50	49	48	853	776	442

介護予防支援事業（対象：要支援1・2）

要介護認定状況・計画作成状況（推移）

（単位：人）

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計	
要支援1	認定者数	H29	339	340	337	331	321	319	314	311	305	299	302	302	3,820
		H30	305	313	318	325	333	339	341	341	339	343	331	334	3,962
		R1	349	353	358	377	377	384	387	388	381	384	385	385	4,508
	計画作成数 <small>（各年度下段は 居宅介護支援事業所 へ一部委託）</small>	H29	68	69	67	68	64	64	79	59	41	40	34	39	692
			45	47	46	45	44	46	67	46	31	31	26	29	503
		H30	49	51	57	60	57	63	66	67	57	50	48	57	682
			47	39	44	48	48	52	55	55	50	43	41	49	571
		R1	62	59	57	65	68	72	71	71	64	62	60	60	771
			53	50	49	53	55	59	59	59	53	51	51	51	643
要支援2	認定者数	H29	726	728	718	717	718	703	695	692	677	692	696	700	8,462
		H30	700	717	720	711	708	706	713	714	713	714	711	714	8,541
		R1	711	695	694	691	696	695	715	724	711	716	725	714	8,487
	計画作成数 <small>（各年度下段は 居宅介護支援事業所 へ一部委託）</small>	H29	207	207	209	209	207	213	207	206	186	188	194	198	2,431
			147	153	156	158	158	162	156	158	144	148	153	155	1,848
		H30	217	222	226	236	230	228	231	233	209	198	203	227	2,660
			177	176	179	188	185	184	184	191	171	166	171	191	2,163
		R1	241	243	251	251	251	255	248	252	223	212	221	235	2,883
			204	203	215	217	218	226	217	221	195	188	200	209	2,513



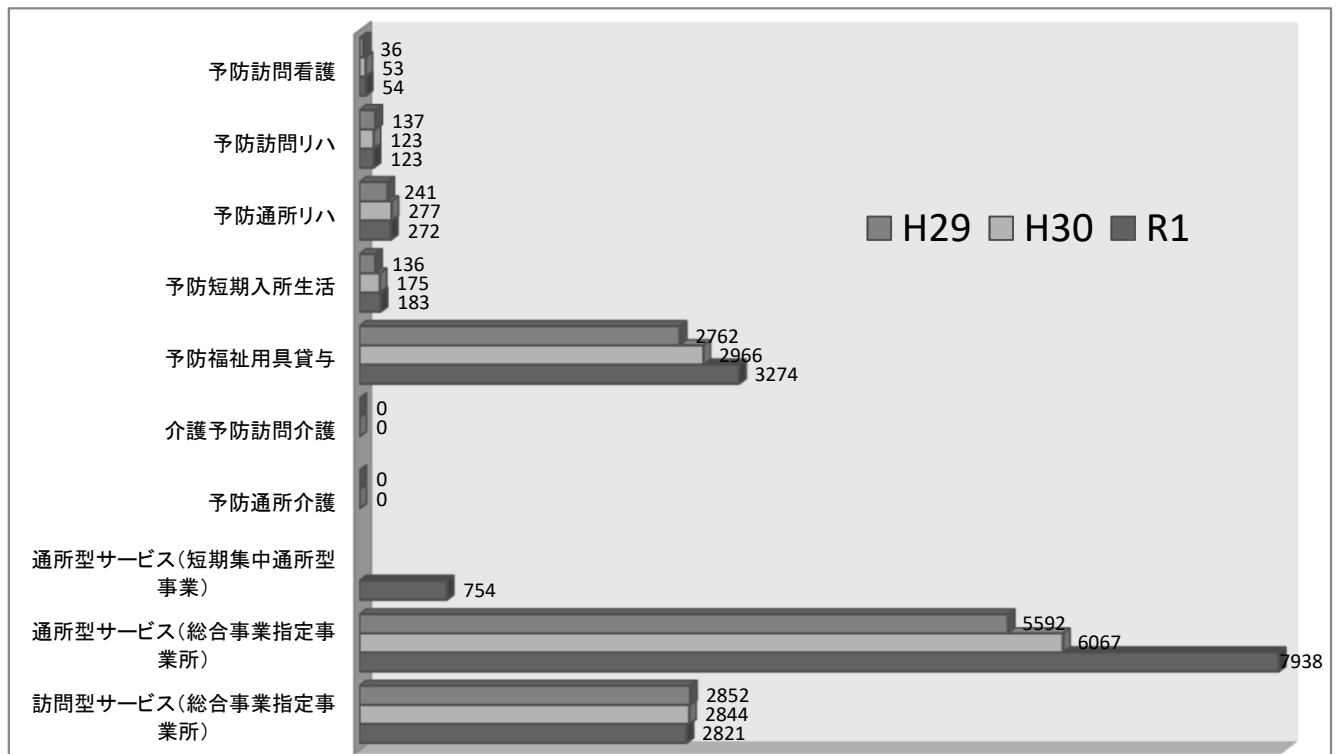
予防サービス種別利用状況(延人数)

(単位:人)

サービス種別	延利用者数		
	H29	H30	R1
予防福祉用具貸与	2,762	2,966	3,274
予防短期入所生活介護	136	175	183
予防通所リハビリテーション	241	277	272
予防訪問看護	36	53	54
予防訪問リハビリテーション	137	123	123
予防訪問入浴			5
予防短期療養			5
訪問型サービス(総合事業指定事業所)	2,852	2,844	2,821
通所型サービス(総合事業指定事業所)	5,592	6,067	7,938
通所型サービス(短期集中通所型事業)	660	707	745
合計	12,416	13,212	15,420

予防通所介護、訪問介護は平成27年度より順次、総合事業の通所型サービス、訪問型サービスへ移行し、平成28年3月末にて全て移行となりました。

(重複利用有り)



市民後見推進事業

1 市民後見人養成研修

(単位：人)

			R1	累計 (H23～R1)
基礎研修	7月5日～7月26日 (4日・21科目)	受講者数	11	176
		修了者数	10	132
実践研修	10月3日～11月8日 (6日・16科目)	受講者数	10	84
		修了者数	10	68

2 市民後見人フォローアップ研修

No.	日時	内容	テーマ	受講者
1	7月18日	講話	『 家族法・財産法 』 ～法律知識として家族法や財産法について学 び、成年後見人の権限を確認する。～	16
2	8月30日	事例検討会	事例を用いたグループワークを行い、後見人 としての感覚を養う。	8
3	10月3日	講話	① 養成研修の振り返り ② 成年後見実務 (申立から受任までの基本的な流れ)	8

(単位：人)

	名簿登録者	名簿未登録者	計
参加実人数	16	2	18
延べ人数	27	5	32

3 成年後見制度に関する相談

日時	定期相談			随時相談	計
	第1回	第2回	第3回		
相談件数	2	1	1	15	19

4 その他

市民後見人名簿登録者数	29人	新規登録6人、除名4人
市民後見活動者数	6人	
市長申立件数	1件	
親族申立支援件数	4件	
成年後見制度利用支援申請者数	3件	

民生委員児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、任期は3年であり、すべての委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねております。

その活動の主なものは、社会奉仕の精神をもって、経済的に困っている人や心身障がい者、児童、老人等で問題を抱えている人々の相談、援助活動を行っています。

横手市には、定数で314人の民生委員・児童委員(内32人は主任児童委員)がおり、地域の社会福祉推進のために活躍しています。

①地区別民生児童委員

令和2年4月1日現在

(各地区(単位)民生児童委員協議会定員)

単位：人

地区民児協名	南	北	朝倉	旭	栄	境町	黒川	金沢
民生委員	25	13	12	12	13	5	5	7
主任児童委員	2	2	2	2	2	2	2	2
計	27	15	14	14	15	7	7	9

地区民児協名	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
民生委員	27	40	30	25	41	13	14	282
主任児童委員	2	3	2	2	3	2	2	32
計	29	43	32	27	44	15	16	314

②分野別相談状況

単位：件

分野別 相談 ・ 支援 件 数	区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
	高齢者に関すること	4,012	3,284	2,743	2,585	2,839
	障がい者に関すること	259	253	352	243	283
	子どもに関すること	1,446	1,386	1,100	1,322	1,083
	その他	1,714	1,688	1,420	1,272	1,304
	計	7,431	6,611	5,615	5,422	5,509

③内容別相談・支援件数

単位：件

内容別 相談・ 支援 件数	区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
	地域・在宅福祉	716	564	333	241	288
	介護保険	104	130	84	62	89
	健康・保健医療	264	206	167	214	299
	子育て・母子保健	142	87	105	103	49
	子どもの地域生活	534	616	292	566	398
	子どもの教育・ 学 校 生 活	690	608	644	632	621
	生 活 費	141	100	66	62	80
	年 金 保 険	29	26	24	29	22
	仕 事	31	28	25	38	40
	家 族 関 係	220	215	144	169	173
	住 居	121	98	124	76	65
	生 活 環 境	836	479	490	318	287
日 常 的 支 援	1,798	1,686	1,514	1,471	1,425	
そ の 他	1,805	1,768	1,603	1,441	1,673	
計	7,431	6,611	5,615	5,422	5,509	

生活困窮者自立支援事業

平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき「自立相談支援事業」を実施している。市役所本庁舎 1 階に「横手市くらしの相談窓口」を設置し、複合的な課題を抱え、生活困難のリスクに直面している生活困窮者に対し、日常生活での自立や社会的、経済的自立に向けた個別的、包括的、経済的な支援を行っている。
また、平成 30 年度からは、家計改善支援事業を実施している。

1. 相談者数（実人数）

	男性	女性	不明	計
令和元年度	86	89	0	175
平成 30 年度	101	102	0	203
平成 29 年度	95	85	0	180
累計	282	276	0	558

2. 年齢別

	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	不明	計
令和元年度	2	5	23	35	35	48	17	10	0	175
平成 30 年度	0	10	23	30	33	57	29	21	0	203
平成 29 年度	1	11	23	35	30	45	24	11	0	180
累計	3	26	69	100	98	150	70	42	0	558

3. 相談内容

	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度	累計
病気や健康、障害	69	97	60	226
住まい	43	41	33	117
収入・生活費	119	132	117	368
家賃やローンの支払い	36	48	20	104
税金や公共料金等の支払い	39	48	26	113
債務	29	37	31	97
仕事探し・就職	46	44	39	129
仕事上の不安やトラブル	8	14	7	29
地域との関係	5	5	7	17
家族との関係	40	42	36	118

子育て	10	9	5	24
介護	14	25	22	61
ひきこもり・不登校	20	3	15	38
DV・虐待	1	4	2	7
食べるものがない	14	17	12	43
その他	18	21	32	71
計	511	587	464	1,562

4. 支援実績（支援実施延べ回数）

	令和元年度	平成30年度	平成29年度	累計
電話相談等	560	555	401	1,516
訪問・同行支援	221	240	277	738
面談	567	624	433	1,624
支援調整会議	48	87	73	208
他機関との会議・協議等	465	415	389	1,269
その他	40	68	62	170
計	1,901	1,989	1,635	5,525

5. 支援調整会議

	令和元年度	平成30年度	平成29年度	累計
実施回数	9	11	13	33